

Title	ヘーン警察大尉 「千葉県巡回復命書」
Sub Title	Police-captain Wilhelm hoehn's "A round report on Chiba prefecture" in 1888
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1976
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.49, No.6 (1976. 6) ,p.71- 108
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19760615-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ヘーン警察大尉「千葉県巡回復命書」

手塚 豊

解題

プロシヤ警察大尉ウィルヘルム・ヘーン (Wilhelm Hoehn) は、内務省が招聘した最初の外人警察顧問である。彼は、明治十八年の三月に來日し、当時、内務卿山県有朋の提唱で東京に創設された警官練習所の教師となり、全国から集められた警察官（警部、巡査）の教育に當つた。

警官練習所は、明治二十二年三月に閉鎖されたが、その間、第一期生から第四期生まで、ヘーン大尉の薫陶をうけた警察官は五百五十三名であつたといふ。⁽¹⁾ それらの警察官が全国に分散したことを思うと、ヘーン大尉の当時の警察部内に及ぼした影響がいかに大きかつたかは、容易に推察できるであろう。這般の経緯については、すでに高橋雄豺博士により精細な研究が発表されている。⁽²⁾

警官練習所の閉鎖一年後、彼は警視庁の顧問に転じて一カ年間在職、二十四年三月に帰国した。そして翌年十二月、ベルリンにおい

て逝去した。⁽³⁾

ヘーン大尉は、警官練習所在職中、内務省の命により各府県警察を巡察、復命書を上申した。彼が巡回した地方で確実に判明しているのは、北は青森から南は鹿児島まで三十六府県に及んでいる。この巡察は、わが国警察制度の近代化に大きな役割を果したといわれるが、その復命書をめぐる詳しい研究は、これまでのところなされていない。明治法制史の研究において、警察史の分野が立ちおくれしているという全般的事情にもよるが、とくにこのヘーン大尉復命書についていえば、その全貌がかならずしも一般的に容易に利用できる状況におかれていないこと（まだ未発見のものもある）が、主たる原因であろう。先般、私が「警察研究」に、長野以下四県の復命書を覆刻、発表し、さらにここに千葉県のそれを紹介するのは、そうしたヘーン大尉関係資料利用の欠を補わんとするものに他ならない。彼の巡回日程、復命書の残存並に公刊の状況は、これまでのところ次の通りである。

府 県 名	巡 回 日 程	復 命 書 の 日 附	復命書の残存状況			復 命 書 公 刊 状 況
府 県 名	巡 回 日 程	復 命 書 の 日 附	種村文書	松井文書	関口文書	復 命 書 公 刊 状 況
栃木、群馬、福島	明治十八年十二月二十三日—三十日	明治十九年一月五日	有		有	有
東 京	不 明	明治十九年五月十八日				有
静岡、愛知、岐阜、滋賀、三重	明治十九年八月三日—三十一日	明治十九年九月十五日			有	有
大阪、兵庫、京都	明治十九年十二月二十五日—二十年一月十一日	昭和二十年一月二十九日		有		有
山口、広島、愛媛、岡山	明治二十年七月二十三日—八月三十一日	明治二十年九月二十日		有	有	有
千 葉	明治二十年十二月二十七日—二十一年一月十日	明治二十一年一月二十四日	有		有	有
長野、新潟、石川、富山、福井	明治二十一年七月二十一日—八月八日	なし				有
長崎、熊本、宮崎、鹿児島、大分、福岡、佐賀	明治二十二年四月七日—七月五日	明治二十二年十一月十一日				有
山形、秋田、青森、岩手、宮城	明治三十二年八月五日—十月二十六日					有
和歌山、徳島	明治二十三年二月三日—三月五日					有

註(一) 「種村文書」というのは、警察大学校所蔵の種村一男氏旧蔵書であり、同文書に所収の復命書はいずれも筆写本である。

(2) 「松井文書」というのは、警察大学校所蔵の松井茂博士の旧蔵書であり、同文書に所収の復命書は、後掲の関口文書のものと同じくいずれも大

拙稿「ヘーン大尉「長野、新潟、石川、富山、福井五県下巡回復命書」・警察研究第四七卷五号以下連載中。」

「警察研究資料」に覆刻されている。

「警察研究資料」に覆刻されている。

三県の警察史は、それぞれ自県の一部分を引用している。(大阪府警察史第一巻・二九五頁以下、「兵庫警察史」明治大正編・五九三頁以下、「京都府警察史」第二巻・五三六頁以下)。

「警察研究資料」に覆刻されている。

同前

型活字本である。復命当時、印刷して内務省部に配布されたものと思われるが、松井文書、関口文書以外では、同種の印刷本は発見されていない。

(3) 「関口文書」というのは、静岡中央図書館所蔵の関口隆吉氏（元静岡県知事）の旧蔵書（久能文庫）で、同文書所収の復命書は、いずれも大型活字本である。

(4) 「辺氏警察意見」は、全六一三頁の活字本で、現在、福岡県警々察史編集室にのみ所蔵されており、他には発見されていない。同書には扉も奥付もないので、出版元も出版年月日も明らかでないが、おそらく内務省が印刷し、全国の警察に参考資料として配布したものである（前掲拙稿「ヘーン大尉復命書・解題・警察研究第四七卷五号・三九頁参照」）。

(5) 「警察研究資料」は、大正十四年三月、内務省警保局出版の全四四〇頁の活字本で、現在、一般に流布している。

(6) 和歌山、徳島両県巡回については、前掲拙稿「警察研究第四七卷五号・三八頁、三九頁参照」。

右の表でわかるごとく、ヘーン大尉復命書の内、一般に公表されているものは、「警察研究資料」に覆刻されているもの二十二府県、それに先般、私が紹介したものの五県、合せて二十七府県の部分であり、それ以外の栃木、群馬、福島、大阪、兵庫、京都、千葉など七府県のもは、筆写本あるいは稀観の活字本として残存しているだけである。ここに覆刻、紹介するのは、その中の千葉県の部分であるが、とくに同県のを先ず取りあげた理由は、

(一) ヘーン大尉復命書は、数県分を合せて一復命書となつているのが通例であるが、千葉県の場合は、とくに綿密に視察したためか、一県一復命書の形式を採つていること（他には東京の場合にしかその例がない）。

(二) ヘーン大尉復命書は、大体において、当該府県警察の欠陥を指摘し、その改革意見に終始しているが、千葉県については、その結論として、もつとも「進歩的」な状況にあるとし、これを賞讃していること。

ヘーン警察大尉「千葉県巡回復命書」

(三) したがつて、この千葉県復命書は、明治二十一年当時、わが国府県警察の中において、もつとも優れていた県警察の実態を現在に伝えるものであること。

などである。要するに、ヘーン大尉復命書の中にあつて、千葉県のそれは、もつとも異色あるものと考えられるからである。

ヘーン大尉が、千葉県を視察したことは、当時の新聞もそれを報道している。(新聞記事の句読点・手塚)

独逸人の警察事務視察 内務省の雇にして警官練習所の教師たる独逸人ヘーン氏は、⁽⁶⁾ 訳官大井和久氏と共に神奈川、千葉、群馬の警察事務視察として、昨日出発したり（二十年十二月二十五日・郵便報知新聞）

独逸人ヘーン氏 警官練習所御備教師独逸人ヘーン氏は、⁽⁷⁾ 昨廿七日来葉せり（二十年十二月二十八日・千葉新報）

独逸人ヘーン氏来葉 曾て来葉し夫より岡警部同行にて、⁽⁸⁾ 管下

各警察署分署等巡回中たりし警官練習所御備教師独逸人ヘーン氏は、昨七日、望陀郡木更津へ一泊、本日尚来葉する都合なりと(二十一年一月八日・千葉新報)

独逸人ヘーン氏 前号に記せし警官練習所御備教師ヘーン氏、一昨八日来葉、同夜小林警部長の官邸に於て晚餐を饗せられ、同席へは知事書記官も臨まれ、同夜、氏は吾妻町梅松楼へ泊され、翌九日午前、本県議事堂に到られ、知事書記官と数刻談話ありたりと(二十一年一月十日・千葉新報)

曾て来葉せし警官練習所御備教師ヘーン氏は、九日、警察本部の唧筒掛りの巡查を、唧筒仕様方に付観覧され、午后帰京の途に付けり(二十一年一月十一日・千葉新報)

ヘーン氏 神奈川、千葉、群馬三県へ警務上、巡視の為め出張中なりし内務省雇警官練習所教師ヘーン氏は、昨日十日帰京したり(二十一年一月十一日・時事新報)

警官練習所の教師 同所の教師独逸人ヘーン氏は、訳官と共に旧臘より神奈川、千葉、群馬三県下の警察事務巡視中の処、一昨日帰京せり(二十一年一月十二日・郵便報知新聞)

ヘーン大尉の千葉県巡察は、明治二十一年元旦前後の約二週間で、正月休みを全く考慮せずして視察を続行しているのは、彼が外国人であつたため、日本の正月は無視したためでもあろうが、同時に、彼が視察に寄せた並々ならぬ熱意を物語るものであろう。

千葉県で、ヘーン大尉が直接訪れたのは、県下十五警察署の内十

三、二十四警察分署の内十一、そのほか巡查在勤所八カ所である。他県の場合、警察署の巡察は、すくないときは一県一署、多いときでも七、八カ署までが普通であるが、千葉県の場合、ほとんど全ての警察署に足を運んだわけである。彼の千葉県巡察が、いかに克明なものであつたかが伺われる。

ヘーン大尉が、その復命書において、千葉県警察の欠陥として指摘している点が、全くなかつたわけでは勿論ない。例えば警察本部人員の過多、事務書類の調製保存方法の不備、内勤事務取扱の不手際、犯罪事件書類取扱法の不完全、探偵巡查の人員過多などが、それである。しかし、他方、彼は種々の点で、千葉県警察が他県と比較して優れていることを指摘し、賞讃の辞を呈している。例えば警察本部に文書を主管する「特別課」が設置されていること、巡查新任教習の適切な措置、予備巡查の消防ポンプ操作の慣熟、巡查に冬服二着を供与していること、戸口調査簿の調製、犯罪人名簿の適切な作成、警察署並に分署の適切な配置、外勤事務(巡回回数)の徹底などが、それである。

そして、とくにヘーン大尉をして「其最モ宜シキヲ得タルモノ」と云わしめたのは、県下一一九カ所に網の目のごとく設けられた巡查在勤所の存在であつた。明治十年代のわが国府県警察は、原則としていわゆる「集団主義」を採つていた。すなわち警察署、分署が中心で、それから先きの末端機関はきわめて不備であつた。勿論、交番所、配置所、在勤所、派出所などの名称の末端機関が設けられてはいたが、一般的には決して充分ではなかつた。とくに警察官が

そこに住み込んでいる駐在所の制度は、多くの県において、ほとんど存在しないのが通例であつた。

ヘーン大尉は、明治十八年以降、各府県巡回の都度、そうした警察「集団主義」の短所を指摘し、いわゆる「散兵主義」への転換を提言していた。駐在所制度の普及である。内務省が、そうしたヘーン大尉の主張にもとづく駐在所制度の実施を、全国に通達したのは、明治二十一年十月三十一日・内務省訓令第六四〇号「警察官配置及勤務概則」であつた。それによると「警察署分署ハ其管轄町村ヲ數区ニ別チ一區ヲ巡查一人ノ受持トス」(第一五條)「受持巡查ハ其受持区内ニ駐在センメ其宿所ヲ以テ駐在所トス」(第一六條)とされている。この訓令にもとづき、各府県の警察は、逐次、駐在所制度を整備、拡充するに至つたのである。

しかし、それに先立ち、ヘーン大尉の巡回をうけた府県の中には、彼の示唆にもとづき、いち早く駐在所制度を採り入れたところもある。例えば兵庫県においては、二十年五月、「巡查受持区規程」を制定し、巡查が常時宿泊する派出所の制度を設けた。これについて、「兵庫警察史」は「その年の一月、本県はヘーンの視察を受けているので、この勤務制度改革にはヘーンの意見を大幅に取り入れたと思われ」(16)と述べている。また、三重県の場合、二十年一月から従来の派出所を、巡查が宿泊する駐在所に改めているが、ヘーン大尉が同県を巡回したのは、十九年八月であるから、その改革は、ヘーン大尉の意見の影響によるものとみていい。さらに三重県と同じ時期にヘーン大尉の巡回をうけた愛知県の場合、二十年五月、従来

ヘーン警察大尉「千葉真巡回復命書」

の交番所を、名古屋の市街地をのぞき全て駐在所に改めているが、これも同様の事情によるものと思われる。(21)

ところが、千葉県においては、すでに早く明治十三年から、一種の駐在所である巡查在勤所を設けていた。(22)それは、その費用の一部を町村に負担させる「請願駐在巡查」の制度である。

いわゆる「請願巡查」制度の発足は、明治十四年四月十八日・内務省達乙第二号からであり、それは「銀行又ハ諸会社又ハ町村協議或ハ人民一己ヨリ其費用ヲ納メ巡查ノ配置ヲ請願スル者ハ自今聞届請願ノ場所ヘ配置」するものであつた。

しかし、府県によつてはそれに先き立ち、町村あるいは個人が経費を負担し、住民のために一種の請願巡查を置いた場合があつた。例えば愛媛県では、明治十三年一月、松山市街に有志の献金にもとづく「立番所」が設けられ、その後も個人あるいは町村の費用によるそうした制度がつづいていった。(23)

千葉県の巡查在勤所は、この松山の立番所と同じ系統のものとみていい。これらは当初、府県だけの構想にもとづくものであつたが、前に述べた十四年四月の内務省達により追認されたわけである。

このように千葉県の巡查在勤所の制度は、他にも類似があるから、独得のものとはいえないが、それが全県下に早くから広く普及した点は、他県にはみられない現象であつたと思われる。

明治十六年、特命地方巡察使として同県を訪れた元老院議員関口隆吉は、この巡查在勤所の存在に注目し、その復命書の中でそれを採りあげ、詳しい説明を行つている。(25) 次の通りである。(句読点・

手塚。

警察区画

千葉県警察ノ事務ヲ查察スルニ、両総房ノ三国ヲ十六区ニ分割シ、十六警察署ヲ置キ、各署ニ巡查定員二十八名以下十二名以上ヲ配置シ、又各署管轄ノ広狭ヲ度リ、分署十八ヲ置ク。各分署ノ定員巡查七名乃至六名トス。然レトモ尚ホ巡查ノ巡回充分ナラス。人民往々保護ニ洩ル、ノ恐レアルヲ慮リ、明治十三年、巡查在勤所ノ制ヲ設ケ、警察区内広濶ナル土地ニ、三名乃至五名ノ巡查ヲ止宿セシメ、其巡回町村ヲ定メ、専ラ警戒査察ニ従事セシム。

本県警察吏ノ現数ハ、警部長一人 警部二十一人 月俸十二円乃至十五円ヲ給ス 巡查六百七十四人 月俸六円乃至十円ヲ給ス 総員七百二十二人ナリ。之ヲ全県ノ人口百十万二千四百八十七人ニ比較スレハ、凡ソ人口千五百二十七人ニ警察吏一人ノ割合ナリ。他府県警察吏ノ数ニ比スレハ、其割合多キヲ覚フ。是レ県会ニ於テ、妄リニ警察費ヲ節減セサルニ出ルト雖モ、亦以人民巡查在勤法ノ可ナルヲ知り、争フテ費用ヲ出シ、其在勤ヲ請願スルニ由ル。元來、此在勤巡查ノ方法タルヤ、千葉県令船越衛ノ創設セシモノニシテ、未タ他府県ニ其類ヲ見ス。故ニ県令ヨリ提出シタル巡查在勤所設置ノ旨趣並ニ町村在勤巡查規則ヲ左ニ掲ケ以テ高覽ニ供ス。

巡查在勤所設置ノ旨趣

本県巡查配置ノ法、従來一警察署定員二十八名以下十二名以上、一分署七名乃至六名ヲ配置シ、各署適宜巡回ノ法ヲ設ケ、氣息相

通シ、緩急相済ヒテ警戒査察セシムルモ、警察署及分署巡查ノ勤務ハ昼夜ノ別ナク、少クモ一警察署三名、一分署二名ノ当直ヲ欠クヘカラス。当直ノ外、囚人護送、探偵出張等ニ使用セサルヘカラサルヲ以テ、警察署所在ノ地ハ格別、其他部内ノ巡回充分ナラス、人民往々保護ニ洩ルムノ欠望アルニヨリ、明治十三年十一月、在勤巡查ノ規則ヲ設ケ、警察区内広濶ナル土地ニ、三名乃至五名ノ巡查ヲ在勤セシメ、各其巡回町村ヲ定メ、専ラ警戒査察ニ従事セシム。此勤務法ハ、三名乃至五名ノ人員ヲ以テ、五名乃至八名ノ勤務ヲ為シ得ヘキモノニテ、家屋借上料ノ増給アルモ、其町村ハ概ネ往返一日程ニ出テサル地ナレハ、宿泊料并当料ヲ支給セサルヲ以テ、警察費ニ増加ヲ致サムルナリ。然シテ巡查派遣ヲ請願スルトキハ、巡查一人ニ付一ヶ月金九円ヲ出サシメ、其請願ニ応シ、定員巡查ノ内一名乃至二名ヲ加ヘ三名以上トナシ、其指定スル所ニ在勤セシメシニ、無頼不逞ノ徒、稍々跡ヲ歛メテ大ニ実効ヲ奏セリ。故ヲ以テ十四年ニ至リ、町村争フテ之レカ費用ヲ出シ、巡查ノ在勤ヲ請願スルモノ益々多ク、一時、百九十名余ニ達セリ。然レトモ是迄ノ費用ニテハ不足ヲ告クルヲ以テ、明治十五年五月、請願巡查規則ヲ定メ、其費用ノ如キモ一ヶ月巡查一月份俸給金七円二拾錢雜給金四円三十錢合計拾壹円五拾錢ノ外、家屋借上料一ヶ月老円共三ヶ月分前納ノ事ニ定メシモ、現在々勤所七十六ヶ所²⁶ニシテ、請願巡查百三十六人ナリトス。

町村在勤巡查規則

第一条 町村ニ在勤スル巡查ハ一ヶ所三名以上五名以下トス

第二条 在勤期限ハ六ヶ月ヨリ少ナカラサルヘシ

但在勤及婦署ヲ命シ又ハ不得止事故等アリ期限ヲ減縮スルハ警察署長ニ委任ス尤在勤婦署ノ人名及期限ヲ減縮スルモノハ理由ヲ詳記シ其時々之ヲ警察本署長ニ申報スヘシ

第三条 在勤巡查ハ家屋借上料トシテ一人一ヶ月金壹円ヲ給与ス但自宅ニテ勤務スルモノハ支給セズ

第四条 在勤所ニハ別ニ詰所ヲ設ケサルヲ以テ一家ニ寄留スヘシ

但妻子アル等情実已ヲ得サルモノハ別居スルモ苦シカラスト雖モ他ノ巡查寄留ト離隔セサルヲ要ス

第五条 在勤巡查寄留所ノ内便宜ノ所ニ何警察署又ハ何分署何村^町巡查在勤所ト表札ヲ掲クヘシ

第六条 在勤巡查ノ内一名ハ昼夜トモ在宿シ持場内人民ヨリ此規則ニ係ル条件ヲ申出レハ総テ取扱ヒ其他ノ巡查ハ持場内ヲ巡邏ス

但在宿巡查ハ他行スルヲ許サスト雖モ事急遽ニ出テ不得止場

合ニ於テ出張スルハ此限ニアラス

第七条 各巡查共順次一周間ニ一日ノ休暇ヲ与フヘシ

第八条 難破船アルヲ見聞スルトキハ浦役人ニ協議シ救援手續ヲナシ速ニ所管警察署又ハ分署へ報告スヘシ

第九条 流着流失物及遺失得遺失物盜難等届出レハ在宿巡查ニ於テ之ヲ受付其時々所管警察署又ハ分署ニ送達ヘシ

但強盜難等届出至急ヲ要スル場合ニ於テハ該書ニ見認印ヲ捺シ届人ヲシテ直ニ所管警察署又ハ分署ニ届出シムルヲ得ヘシ

ヘーン警察大尉「千葉県巡回復命書」

第十条 水火風災等ノ災ニ罹ルモノアレハ其形状ヲ取調速ニ所管

警察署又ハ分署ニ報告報告スヘシ

第十一条 例祭臨時祭其他諸興行願届届出レハ該書ニ見認印ヲ捺シ所管警察署又ハ分署へ送付スヘシ

但興行当日ハ見計其場ニ出張取締ヲ為スヘシ

第十二条 持場内人民及牛馬等流行病ニ罹リタル旨届出又ハ聞知スレハ速ニ所管警察署又ハ分署ニ報告シ且予防手續ヲナスヘシ

第十三条 巡查旅費及給与品請求書ハ上席巡查之ヲ調査見認印ヲ捺シ所管警察署又ハ分署ニ送付スヘシ

第十四条 巡回表及出勤表ハ該月分取纏メ翌月五日限り警察署又ハ分署ニ送達スヘシ

第十五条 欠勤並引籠届ハ在宿巡查之ヲ受付直ニ所管警察署又ハ分署ニ送付スヘシ

但引籠届ハ医師ノ診断書ヲ添付スルモノトス

第十六条 休暇願及至親急病看護願ハ直ニ所管警察署ニ送付スヘシ

第十七条 日記簿ハ在宿巡查ニ於テ之ヲ預リ当日当番休暇及ヒ巡邏人ノ姓名ヲ始メ其他取扱ヒタル条件又ハ見聞事故等迄細大ト

ナク成ルヘク分り易キ様詳細記載シ置クヘシ

第十八条 前条ニ記スルノ外巡查職権内ニ係ル事ハ各其条件規定ニ從ヒ取扱フヘシ其職権内ニアラサルモノハ所管警察署又ハ分署ノ指揮ヲ受ケ取扱フヘシ

船越知事は、自己の創設した巡查在勤所について、関口議官に詳しい資料を提供したわけである。但し関口議官が「未だ他府県ニ其類ヲ見ス」と述べている点は、かならずしも正確ではない。前述したごとく愛媛県にその類例があるからである。⁽²⁷⁾

この巡查在勤所が果たした役割について、船越知事は、前掲「設置ノ旨趣」において「無頼ノ徒稍々跡ヲ斂メテ大ニ実効ヲ奏セリ」と自負している。明治十六年、木更津警察署が編纂した「警察誌・高柳村」には、⁽²⁸⁾

本年四月中、本村及万石村久津間村江川村中里村長須賀村永井作村祇園村菅生村都合九ヶ村協議、警察署ノ外、別ニ式名ノ巡查費ヲ納メ特別ニ保護ヲ受ケンコトヲ請願、裁下ヲ得、同月本地ニ巡查在勤所ヲ設ケ、巡查三名在勤セシメタリ。且巡查ノ宿所ニ充ツヘキ家屋ナク、加之本地ノ不締トモナル由、往来ニ一小家屋ヲ新築、玻璃障子ヲ以テ通行人ヲ坐視スルニ便ナラシム。此挙ヤ暗ニ重城保氏与リテ大ニ力アリト云フ。在勤所設置来、偷盜兇暴ノ徒大ニ減シタリ。而巡查ノ巡回線路ハ二線ニシテ巡回回数毎村一月二十二三回ニ至ル(句読点・手塚)

とあり、さらに明治十七年四月二十日・千葉公報の「千葉県中野村、学事及警察の概況」には、

在勤所は昨十六年九月設置する所にして、署長池田某氏外巡查

三名にて、該村及び平川、高田、和泉等十数村の共立なり。設置前は賭博乞食等の巢窟にして、不良の徒処々に彷徨シ、公然勝負を争う有様は、実に悪むべきことにて、之れが為め自然土地の良民も其群に入る者も間々ありて、到底人々が痛心せり。尤も甚しきは乞食にて、近き場所に巢窟を構ひ賭場を設け、祭日休暇には、二十人三十人群を為し各村に立廻り、餓食を乞ふに因り、甚だ人々の嫌悪する所なるが、当時は全く逃亡し、何れに隠匿せしか隻影だも見ざるに至る。博徒の如きも一二の魁を捕縛せしより、今は蕭然として剣を売り贖を買ひ、各々職に就くに至れり。在勤所設置以来、日未だ浅しと雖ども、如斯成績を存するは、亦た以て巡查諸氏の勉勵を見るに足る可し。故に各地到る処、人々噴々として其幸福を言ふに至れり。

とある。巡查在勤所は、全県下において、防犯上同じような成果をあげていたものとみていい。

さればこそ、ヘーン大尉は「巡查在勤所ノ配置、区域ノ広狭及ヒ所員ノ多少等ハ、要スルニ能ク土地ノ情況及ヒ施政上ノ関係ヲ視察シテ之ヲ定メタルモノト謂フヘシ」「千葉県ヲ以テ、之ヲ予ノ嘗テ巡回シタル諸県ニ比スルニ、其警察官吏ノ配置及ヒ使用ノ点ニ関シテ、最モ顯著ノ進歩アルハ、其執行事務ノ成績ニ就テ充分ニ之ヲ証明スルヲ得ヘシ」と、千葉県警察は、ヘーン大尉の巡回以前から、

以上述べたごとく、千葉県警察は、ヘーン大尉の巡回以前から、そしてまた明治二十一年十月、前述の内務省訓令にもとづき、わが

国の警察が一般的に集団主義から散兵主義へ転換するかなり以前から、いち早く散兵主義にはほ徹して相当の成果をあげており、そのほか、種々の警察事務の執行についても他県のそれを凌駕していたのであり、ヘーン大尉復命書は、それを示す貴重な史料といえるであらう。

(1) 「普国警察大尉ヘーン君表功碑・警察協会雑誌昭和十七年十二月号・一八頁。

(2) 高橋雄才「明治警察史研究——明治年代の警察幹部教養」第一巻・昭和三十五年・二六頁以下。

(3) 「普瀛西王国警察大尉ウイヘルム、ヘーン氏略伝」・警察眼第一巻八号(明治二十六年)・三四頁、高橋雄才「ヘーン大尉のことども」・警察協会雑誌昭和十七年十二月号・一六頁。

(4) 拙稿「ヘーン大尉『長野新潟石川富山福井五県巡回復命書』(一)・警察研究第四七巻五号(昭和五十一年)・三六頁以下、連載中。

(5) これらの新聞報道によると、神奈川、群馬、千葉を巡回のため、十二月二十四日に東京出発、同月二十七日から翌年一月九日まで千葉滞在、十日に帰京している。とすると、神奈川、群馬への巡回日は十二月二十五、六の両日しかない。日程からみて、両県を巡回したとは考えられない。道順から(神奈川から海路千葉へ?) 推察すれば、神奈川へ行った公算が大である。予定以上に千葉に滞在したため、群馬への再巡回は省略したとも考えられる。

(6) 大井和久については、拙稿・前掲ヘーン大尉復命書・警察研究第四七巻五号・四二頁参照。

(7) 註29・参照。

(8) (9) 「岡警部」は岡耕三郎、「小林警部長」は小林南八である(明治二十一年四月「改正官員録・乙」・二二枚表)。

ヘーン警察大尉「千葉県巡回復命書」

(10) 知事は船越衛、書記官は岩佐為春と一坂俊太郎である(前掲官員録・二枚裏、明治二十年四月「改正官員録・乙」・二二枚表)。船越知事は後に当時を回想し、「氏(ヘーン大尉——手塚註)は率直に質問されるので、自分は地方長官として大いに赤面した点も少くなかった」と語つたという(松井茂「清浦奎吾伯を弔し併せてウイヘルム・ヘーン氏を偲ぶ」・警察協会雑誌昭和十七年十二月号・七頁)。

(11) 例えは群馬県では一署、愛知県では三署、愛媛県、岡山県ではそれぞれ八署を巡回している(前掲・辺氏警察意見・二頁、三五頁、一九一頁——一九二頁等参照)。

(12) その頃の警察署、警察分署その他の配置数を見るに、例えば岩手県においては、明治十九年十一月現在、九署十一分署三十二派出所十一交番所(「岩手県警察史」・昭和三十二年・六五頁)、新潟県においては、二十四年四月現在、十六署十五分署四十八派出所(「新潟県警察史」・昭和三十四年・八〇頁)、京都府においては、明治二十年現在、十二署十八分署百五十二派出所(「京都府警察史」第二巻、昭和五十年・五四八頁)、高知県においては、二十年十一月現在、七署八分署六十四派出所(「高知県警察史」明治大正編・昭和五十年・五二九頁)、鹿児島県においては、二十年一月現在、十四署二十六分署四派出所(「鹿児島県警察史」第一巻・昭和四十七年・二二三頁)である。

(13) 「伯爵清浦奎吾伝(昭和十三年)上巻・一三八頁。

(14) 内務省警保局「警察法規(明治三十年)・二九七頁以下参照。

(15) (16) 「兵庫県警察史」明治大正編(昭和四十七年)・五九五頁、五九七頁。

(17) 「三重県警察史」第二巻(昭和四十年)・五二八頁、五三一頁。

(18) 前掲・辺氏警察意見・三七頁。

(19) 前掲書・三五頁。

(20) 「愛知県警察史」第一卷(昭和四十六年)・二五〇頁。

(21) このほか、広島県関係の警察史によると、明治十九年十二月から試験的に十カ所の駐在所を設けていた同県では、翌二十年十月、駐在所を一挙に百二十カ所にまで増加したという(「新編広島県警察史」・昭和十九年・六七頁——六九頁、「広島県警察百年史」上巻・昭和四十六年・二二二頁)。ヘーン大尉の広島巡回は、二十年八月であるから(前掲・辺氏警察意見・一九〇頁)、二十年十月の増設が事実ならば、それは彼の巡回の影響とみなければならぬ。ところが、ヘーン大尉の広島県関係の復命書によると「広島ノ警察本部ニ於テモ、亦此利益ヲ知リタル者ト見エ、近時一二二十個所ノ巡查駐在所ヲ設ケタリ」と述べている(前掲書・二六三頁)。とすると、二十年八月当時、すでに百二十の駐在所が置かれていた筈である。前掲二つの警察史の「二十年十月」という記述には、誤りがあるものと思われる。

(22) 明治九年三月、千葉県は「民設巡查」の制度を設けている(柴原和「県治実践録」明治十年刊・「千葉県史料・近代篇」明治初期五・四〇頁)。この制度の詳しいことは不明であるが、十一年二月の千葉県議会に「警察民費改正議案」が提出され、審議未了になつており、その議案の内容は「従前各区町村ノ請求ニヨリ差出サシメタル増員巡查費ハ自今之ヲ廃止スヘシ」というのであつた(「千葉県会議日誌」第九号・十一枚表、十二枚裏、十六枚表)。このことから推測すると、民設巡查は、地方自治体による一種の請願巡查の制度である。巡查在勤所の制度は、それを強化、拡充したものと思われる。

(23) 「愛媛県警察史」は、特定の個人又は団体が自己のために出願する請願巡查と、地方自治体又は個人が一定地域の住民のために出願する民設巡查とを区別し、前者の例として明治六年八月の米会社の請願羅卒、七年五月の別子銅山の請願羅卒、後者の例として十三年一月の松山立番

所をあげている(第一卷・昭和四十八年・一三二頁——一三七頁参照)。本文で述べた明治十四年四月の内務省達は、そうした二種類のものを一つの「請願巡查」にまとめて規定したものである。なお、愛媛県では、この内務省達以後においても、民設巡查系統の「民設交番所」が置かれているが、その数は、一般の請願巡查をふくめて、明治十六年に七四名、二十年に二〇名であつたというから(前掲書・一三七頁——一三九頁参照)、県下に普及していたとはいえないようである。

また、前掲・兵庫県警察史は、前述の内務省達以前から「町村が合同して、巡查の増員あるいは分署、交番所の増設を願出」「その費用はもちろん当該村の負担」となる「協議費巡查配置制度」が存在したことを指摘しているが、その実例はあげていない(六〇六頁)。

(24) 「巡查在勤所」という名称の機関は、他県にもその例がある。例えば、茨城県が明治九年七月に設けた巡查在勤所(十六年六月、巡查派遣所と改名)(「茨城県警察史」上巻・昭和四十六年・二二二頁)。秋田県が二十一年四月に設けた巡查在勤所(「秋田県警察史」上巻・昭和四十四年・一三五頁)、長野県が同年六月に設けた巡查在勤所(「長野県警察史・概説編」・昭和三十三年・二一九頁)などが、それである。いずれも巡查駐在所の前身であるが、とくに住民の請願によつて設けられたものではないようであるから、千葉県のそれとは性格が異なるものとみていい。

さらに岐阜県では、明治二十年六月、住民総代から願出で、家屋と什器等の費用を住民が負担する巡查止宿所の制が設けられ、二十一年四月までに巡查在勤所と改名されているが(「岐阜県警察沿革史」・昭和十一年・五五頁——五八頁)、これは千葉県の巡查在勤所と類似している。

(25) 静岡県立中央図書館蔵「関口議官地方巡察復命書・千葉県」(写本)による。なお、この復命書の内、警察に關係する部分は、千葉県々警本

部の機関誌に覆刻、紹介されたことがある（教養課編「明治初期における警察資料の解説」(3)―(13)・旭光第十四卷二〇号―第十五卷七号、昭和三十四・五年)。しかし、この覆刻は全てが原文のままではなく、相当部分が現代文に意訳されているので（雑誌の性質上、止むをえないことであろう）、学術研究の史料として利用するには、残念ながら甚だ不適當である。因みにこの覆刻に利用された原本は、千葉県立図書館所蔵の「明治十六年甲部地方巡察使復命書・千葉県の部」（関口泰編、昭和十四年刊）という小冊子とのことであるが（千葉県々史編纂室川村優氏の御教示による）、私はまだそれを見る機会をえない。なお、「旭光」の記事は、千葉県警々察史編纂室町田芳昭氏の御教示による。

(26) 関口議員が巡察した明治十六年当時の「七十六ヶ所」が、ヘーン大尉巡回の二十年十二月当時には「百十九ヶ所」となっており、著しい増加がみられる。

(27) 愛媛県のいわゆる民設巡查（註23・参照）は、請願者が全経費を負担したようであるが、千葉県の場合は、請願者の負担による巡查一、二名に、官費による巡查二、三名を組合せて一在勤所を構成した点に特長がある。請願者は経費の一部しか負担しなかつた点に、この制度が広く普及した原因があつたのかも知れない。

(28) 関口議官復命書（註25・参照）に収録されている写本による。

(29) 千葉公報は、明治十六年八月から県の援助で発行された新聞で、後に千葉新報と改名、二十一年四月頃までつづいた（加瀬俊雄「千葉県新聞史」・「地方別日本新聞史」・二〇四頁）。

前註

- (1) 覆刻の原文には前掲、辺氏警察意見（三〇三頁―三七九頁）を使用し、前掲・関口文書で校訂した。
- (2) 原文には原則として句読点がないが、手塚においてこれを附した。
- (3) 明らかに誤植と思われる文字は訂正したが、不自然な仮名づかいは全て原文のままである。
- (4) 行間の……とは、原文のままである。

千葉県巡回復命書

千八百八十八年一月二十四日

東京ニ於テ警察大尉ヘーン

内務大臣閣下

曩ニ内務大臣閣下ノ命ヲ奉シ、小官ハ千葉県管内ヲ巡回セリ。依テ今謹テ其成績ヲ復命スルコト左ノ如シ。

巡回ノ次第

昨年十二月二十七日

千葉着同所警察本部視察。

午後千葉警察署視察。

十二月二十九日

佐倉警察署、下方村巡查在勤所及ヒ成田分署ヲ視察ス。

十二月三十日

佐原警察署、小見川分署ヲ視察シテ銚子ニ着ス。

十二月三十一日

銚子警察署ヲ視察シ、ソレヨリ飯岡ニ到リ、同所巡查在勤所

ヲ視察シ、復タ銚子ニ帰着ス。

本年一月一日

高神ニ到リ同所巡查在勤所ヲ視察シ、再ヒ銚子ニ帰り、更ニ

八日市場ニ向テ発程ス。途中太田村巡查在勤所ヲ視察ス。

一月二日

八日市場警察署ヲ視察シ、ソレヨリ茂原ニ向テ発程ス。途中、

松尾分署及ヒ東金警察署ヲ視察ス。

一月三日

茂原警察署ヲ視察シ、ソレヨリ勝浦ニ向テ発程ス。途中、一

ノ宮本郷及ヒ中魚落分署ヲ視察ス。

一月四日

勝浦分署ヲ視察シ、ソレヨリ前原ニ向テ発程ス。途中、興津

村巡查在勤所ヲ視察シ、着後前原警察署ヲ視察ス。

一月五日

和田村巡查在勤所及ヒ北朝夷分署ヲ視察シ、ソレヨリ北条ニ

着シ、同所警察署ヲ視察ス。

一月六日

船岡巡查在勤所、加知山分署及ヒ本郷村巡查在勤所ヲ巡視シ

テ佐貫ニ到リ、同所警察署ヲ視察ス。

一月七日

木更津警察署ヲ視察シ、午後村落ノ巡行線路ヲ視察ス。

一月八日

千葉ニ向テ発程、途中、姉崎村巡查在勤所ヲ視察ス。

一月九日

千葉警察本部ニ於テ演説ヲナシ、ソレヨリ船橋ニ向フ。途中、

検見川分署ヲ視察ス。着後船橋警察署ヲ視察シ、且ツ夜中巡

行ヲナス。

一月十日

松戸警察署及ヒ市川分署ヲ視察シ、帰京ノ途ニ就ク。

概説

千葉県ハ広袤三百二十六方里、分テ十五警察署トナシ、二十四ノ分署及ヒ百十九ノ巡查在勤所ヲ以テ之レニ附属ス。

職員ヲ置クコト左ノ如シ

警部長 一人

警部 三十二人

警部補 三十三人

巡查 五百五十人

請願巡查 四十三人

雇 二十五人

使丁 四十一人

此職員ハ、即チ本県百三十万ノ人口ニ関スル総テノ警察事務ヲ管理スル所ノモノナリ。

試ミニ、今五百五十人ノ巡查中ヨリ、百人ヲ以テ、之ヲ教習及ヒ内勤事務ニ充ツルモノト仮定スルトキハ、仍ホ外勤事務ノ為メニ、其残員四百五十人ヲ使用スルヲ得ヘシ。即チ平均四分ノ三方里ノ面積及ヒ人口二千九百人ニ就キ、各一人ノ巡查ヲシテ、外勤

事務ニ従事セシムルヲ得ルノ割合トナレリ。

町村ノ關係ニ就テハ、本県ヲ分テ二十一郡三百八十八ヶ村トナシ、郡長十人ヲシテ之ヲ管理セシム。

警察本部

警察本部ニ職員ヲ置クコト左ノ如シ。

警部長 一人

警部 七人

警部補 四人

巡查 十五人

雇 十人

使丁 二人

給仕 二人

本部ヲ分テ四課トナス。

第一課(警務)ニハ警部三人、巡查五人及ヒ雇一名ヲ置キ、左ノ事務ヲ管掌セシム。

一 高等警察ノ事

二 外国人取扱ニ関スル事

三 結社集会ニ関スル事

四 政治ニ関スル図書出版届及版權願ニ関スル事

五 新聞雜誌ニ関スル事

六 贋造変造貨幣ニ関スル事

七 銃砲火藥爆発物煙火其他発火物ニ関スル事

八 水災消防及ヒ人命瘻傷ニ関スル事

ヘーン警察大尉 千葉真巡回復命書

九 発狂人取締失踪者搜索証認及ヒ監視執行ニ関スル事

十 棄児迷児看護ノ事

十一 難破船検視又ハ員数調ニ関スル事

十二 遺流失物埋藏物ニ関スル事

十三 水上警察ニ関スル事

十四 犯罪捜査及ヒ違警罪ニ関スル事

十五 民事裁判執行ニ関スル事

十六 伝染病流行病地方病家畜伝染病予防消毒執行ニ関スル事

十七 菓子菓物^{菓子}菜蔬着色料飲料水取締ノ事

十八 屠場屠獸壳肉牛乳搾取凍水製造販売及ヒ試験ニ関スル事

十九 墓地及ヒ埋葬取締ニ関スル事

二十 斃獸捨場塵芥肥料置場取締ノ事

廿一 鍼灸入齒々抜口中療治接骨産婆壳藥營業取締ノ事

廿二 遊泳取締ニ関スル事

廿三 劇場寄席諸興行遊技場遊覽所遊芸人芸妓幫間營業ニ関スル事

廿四 遊廓存廃貸坐敷娼妓營業ニ関スル事

廿五 料理店待合茶屋遊船宿賃席休息所取締ノ事

廿六 密売淫処分ニ関スル事

廿七 徽章写真又ハ祭典葬儀取締ニ関スル事

廿八 賭博犯及富籤興業処分ニ関スル事

- 廿九 売卜符咒乞食浮浪人取締ニ関スル事
- 三十 度量衡諸会社市場又ハ印判師取締ノ事
- 卅一 古物商質屋刀劍商取締ニ関スル事
- 卅二 宿屋浴湯雇人請宿營業取締ニ関スル事
- 卅三 街路橋梁取締ニ関スル事
- 卅四 畜犬及ヒ犬殺取締ニ関スル事
- 卅五 乗合馬車人力車營業取締ニ関スル事
- 卅六 公園地渡船場電線取締ノ事
- 卅七 西洋形船舶検査ノ事
- 卅八 堤防河岸地物揚場等取締ノ事
- 卅九 仏像開帳願ニ関スル事
- 四十 教会講社説教拝礼ニ関スル取締ノ事
- 四十一 諸製造所及ヒ貯蔵場其他建築ニ関スル取締ノ事
- 四十二 田圃原野山林牧場ニ関スル取締ノ事
- 四十三 御猟場取締ノ事
- 四十四 漁猟採藻ニ関スル取締ノ事
- 第二課(監察)ニハ警部一名、警部補一名及ヒ巡查三名ヲ置キ、左ノ事務ヲ管掌セシム。
 - 一 巡邏法及ヒ巡回線路ニ関スル事項
 - 二 巡查監督ノ事
 - 三 非常警備ノ事
 - 四 庁下消防ニ関スル事
 - 五 巡查教習ニ関スル事
- 六 巡查訓授ニ関スル事
- 七 巡查職務実効表及ヒ巡回表ヲ調査スル事
- 八 巡查召募試験ニ関スル事
- 九 巡查屯所ニ関スル事
- 十 留置場取締ニ関スル事
- 十一 巡查武術演習ノ事
- 第三課(庶務)ニハ警部一名、警部補一名、巡查三名及ヒ雇二名ヲ置キ、左ノ事務ヲ管掌セシム。
 - 一 巡查以下進退賞罰ニ関スル事
 - 二 警察上褒賞ニ関スル事
 - 三 巡查検閲ニ関スル事
 - 四 巡查定員配置ノ事
 - 五 巡查休暇ノ事
 - 六 警察署分署在勤所存廃及ヒ区画ニ関スル事
 - 七 警察上寄附願ニ関スル事
 - 八 巡查以下諸願届ニ関スル事
 - 九 請願巡查ニ関スル事
 - 十 石版印刷ノ事
 - 十一 厩ニ関スル事
 - 十二 部中他課ノ主掌ニ属セサル事項
- 第四課(主計)ニハ警部一名、警部補一名、巡查一名及ヒ雇六名ヲ置テ、左ノ事務ヲ管掌セシム。
 - 一 金銭出納並簿記ノ事

- 二 諸物品購買出納ノ事
 - 三 警察費及警察庁舎建築修繕ニ関スル事
 - 四 不用物品及ヒ官没品估却ノ事
 - 五 賦金並密売淫賭博犯違警罪科料金受払ノ事
 - 六 庁舎内外掃除ノ事
 - 七 給仕小使ニ関スル事
 - 八 巡査給助例ニ関スル事
- 特別課（文書主務）ニハ警部一名、警部補一名、巡査三名及ヒ雇一名ヲ置キ、警部長ニ直隸シテ左ノ事務ヲ管掌セシム。
- 一 本部主管ニ係ル統計表及年報ヲ調製スル事
 - 二 本部主管ニ係ル文書收受及送達ノ事
 - 三 警察會議ニ関スル事
 - 四 本部印管守^{（なまき）}ノ事
 - 五 郵便電信切手ノ受払ヲ為ス事
 - 六 本部主管ニ係ル成案文書ヲ浄書スル事
 - 七 本部事務已未済表及件数表ヲ調製スル事
- 昨年中（明治二十年）警察本部ニ於テ取扱ヒシ件数ハ左ノ如シ。
- 第一課 八千四百七十一件
 - 第二課 七百五十六件
 - 第三課 六千三百九十二件
 - 第四課 六千二百七十件
- 特別課 九百四十六件
- 計二万二千八百三十五件
- ヘーン警察大尉 千葉県巡回復命書

尤モ、右ハ實際受付ケタル事件ノ数ニハアラスシテ、其事件ノ取扱ニ関スル度数ヲ計算シタルモノナリト謂フヲ得ヘシ。蓋シ此方法ハ、管内一般ニ採用スル所ニシテ、即チ一事件ニ関シ、各調査ノ度数ヲ以テ一件トナシ、以テ件数ノ計算ヲナセリ。之カ為メニ、予ハ或ル警察署ニ於テ、同一事件ナルニモ係ハラズ、之ヲ以テ六件トナスモノアルヲ目撃セリ。其他、又書類ノ多クハ、唯タ通牒書若クハ報告書等ニ止マルカ故ニ、是等ハ特別ノ調査ヲ要セス、一覽済ノ上、単簡ニ当該帳簿ニ綴込ミ置ケハ、乃チ可ナルモノナリ。之ヲ要スルニ、内勤官吏ハ、毎日少クトモ平均六事件即チ三百日間ニ於テ、每一人千八百件ヲ処理セサルヘカラス（毎日六時間即チ一時間ニ付一事件ヲ処理スルノ割合ナルヲ要ス）。故ニ、前記スル所、警察本部ノ取扱ヒシ二万二千八百三十五ノ件数ハ、若シ内勤官吏ニシテ能ク其事務ニ熟練シタランニハ、僅カニ十三人ノ官吏ヲ以テ、之ヲ処理シ得ラルヘキ筈ナリ。サレハ、タトヒ千葉県警察本部ニ於テハ、其職員ノ一部ヲ以テ、之ヲ外勤事務及ヒ教習所ノ教官ニ充ツルモノトスルモ、尚ホ其使用スル所（三十八人）ハ甚タ多キニ過キルト謂ハサルヲ得ス。何トナレハ其一人ノ一日間ニ取扱フ所ノ事件ハ、平均僅カニ二件三分ノ一ニ過キサルヲ以テナリ。

事務ノ分掌ニ就キ、予ハ第二課及ヒ第三課ヲ合併シテ一課トナスニ至ラシメンコトヲ望ム。是レ敢テ出来得ヘカラサルコトニハ非サルヘシ。蓋シ類似若クハ関係アル事件ヲ、各課ニ於テ、之ヲ分テ調査スルノ不利ナルハ、固ヨリ論ヲ俟タズ、必要ナキ分課ヲ

設ケ、特ニ冗員ノ課長ヲ置クカ如キハ、亦タ不利ノ極ト謂フヘシ。

警部長ニ直隸スル所ノ特別課(文書主務)ノ設ケハ、最モ其宜シキヲ得タルモノト謂フヘシ。蓋シ其官吏ハ、書記、帳簿掛及ヒ記録掛トシテ之ヲ使用スルヲ以テナリ。然レトモ、本課ニ於テモ、亦タ多少其官吏ヲ淘汰スルヲ得ヘシト信ス。殊ニ鄙見ヲ以テスレハ、警部ノ如キハ、此ニ之ヲ置クヲ要セサルヘキ歟。思フニ書記、受付及ヒ帳簿事務ノ如キハ、特ニ警部ヲ以テ之カ課長トナス程ノ必要モアラサルヘシ。唯タ事務ヲ分配シ、監察シ、兼テ自ラ共ニ執務スル所ノ者、即チ警部補ヲ置クヲ以テ足レリト信ス。要スルニ鄙見ヲ以テスレハ、警察本部ニ於テハ、上官ヲ置クコト甚タ多キニ失スルモノム如シ。緊要ナル事務ヲ処理シ、若クハ他ノ官吏ヲ監察スルカ為メニハ、各課ニ於テ一人ノ警部ヲ以テ其課長トナセハ、即チ充分ナリト信ス。其他ノ器械的ノ事務ノ如キハ、課長ノ指導ニ依リ、熟練ナル書記ヲシテ能ク之ヲ処理セシムルヲ得ヘシ。尤モ重モナル分課ニ於テハ、第二等ノ警部ヲ置クモ、敢テ妨ケナシト雖トモ、這ハ其課長カ警部長代理ヲ務メ、且又タ視察ノ巡回等ヲナス場合ニ限ルモノトス。蓋シ上官多キトキ、殊ニ其等級ノ相同シキトキハ、偶々以テ事務ノ渋滞ヲ来シ、互ニ紛争ヲ醸シ、徒ラニ事務ノ活動ヲ阻格スルニ止リ、之カ為メニ毫モ益スル所アルヲ見サルナリ、其理由ノ如キハ、今此ニ喋々スルヲ要セスシテ、既ニ何人モ諒知スル所ナルヘシト信ス。

本県ニ於テハ、凡ソ書類ハ、若シ原本ノ假之ヲ他ノ官署ニ還付シ、若クハ交付セサル以上ハ、渾テ県庁ノ或ル分課ニ於テ之ヲ保

存シ、警察本部ニ於テハ、唯タ緊要書類ノ要点ヲ記スル所ノ目録ヲ備フルニ止ムルノ方法ナリ。鄙見ヲ以テスレハ、此方法ハ徒ラニ時ヲ費シテ拔萃ノ勞ヲ取ルニ止マリ、之カ為メニ、警察本部ノ事務ヲ障害シ、書類保存ノ目的ヲ貫徹セス、諸願届等ニ対シテ適當ノ如置ヲナシ、且ツ同一若クハ類似ノ事件ニ向テ、前例ヲ引用スルノ便ヲ欠クコト、必ラス少カラサルヘキナリ、蓋シ秩序其宜シキヲ得タル記録ヲ置キ、雜件、身上及ヒ特別書類等ヲ彙別シフルコト、恰カモ現ニ警察本部ニ於テ、官吏ノ身上ニ関スル書類ヲ備フルカ如クナルトキハ、執務上鮮カラサル利益アルヘキコト固ヨリ論ナキナリ。

且ツ一県内ニ於ケル警察事務ナルモノハ、自ラ特別ノ境域ヲナスモノナルカ故ニ、從テ獨立ノ記録ヲ置キ、以テ常ニ之ヲ警察本部ニ密接セシムルノ必要ナルハ論ヲ俟タス。書類ノ調製及ヒ保存ノコトニ関シテハ、既ニ昨年九月二十日ノ復命書ニ於テ之ヲ詳述セリ。若シ夫レ通則ヲ作テ、之ヲ警察署及ヒ分署ニ告知セハ、蓋シ尚ホ能ク書類調査ノ規制ヲ完全ナラシムルヲ得ヘシ、千葉ニ在テハ其取扱フ所ノ帳簿ハ、僅カニ普通事件ニ関スル二種類ニ止マリ、且ツ年月ヲ追テ順次之ヲ記入スルニアリトス。而シテ其一ノ帳簿ニ在テハ、印刷ニ付シタル規則令達及ヒ訓令等ヲ綴込ミ、手書シタル命令等ハ、總テ之ヲ他ノ帳簿ニ纂綴スルニ止マリ、類ニ依テ書類ヲ彙別スルカ如キハ、毫モ之ヲナサムルナリ。故ニ若シ或ル事件ニ就キ、若クハ或ル場合ニ於テ、旧書類ヲ檢閲セント欲スルトキハ、全年間ニ於ケル二個ノ書類ニ拠テ、之ヲ調査セサルヘ

カラス。豈徒勞且ツ不正確モ亦タ甚シカラスヤ。

警察本部ニ於テハ、本年一月一日ヨリ身上簿ヲ調製シテ之ヲ執行セリ。蓋シ其方法ハ、既ニ昨年十二月二十八日ニ於テ、實地ニ就テ、之カ視察ヲナセリ。即チ各官吏ニ付キ、其人名ヲ記スル所ノ表紙ヲ作テ紙冊ヲ作り、伊呂波順ヲ追フテ之ヲ特別ノ記録ニ保存スルノ方法ナリ。故ニ各官吏ニ関スル書類事件ハ、凡ヘテ之ヲ右ノ表紙ノ下ニ綴込ムコトナルヲ以テ、少時ノ後、忽チ有用ナル身上簿ノ記録ヲ見ルニ至ランコト必セリ。而シテ其表紙ニ付スル所ノ紙冊ニハ、記スルニ既往経歴ノ大要ヲ以テセリ。予ハ此ニ尚ホ目錄ヲ作テ、之ヲ各帳簿ニ付シ（表紙ノ裏面ニ）、以テ綴込書類ノ大要ヲ掲ケ、一目シテ帳簿中第何葉ニ於テ某書類アルコトヲ明瞭ナラシメンコトヲ冀望セサルヲ得サルナリ。

其他警察署ニ於テハ、従來慣用シ来リタル所ノ人名簿ヲ継用スルノ管ナリト云フ。要スルニ日ナラスシテ此方法ヲ以テ書類ヲ保存スルノ必要ヲ感シ、且ツ終ニ他ノ場合ニ於テモ、亦タ凡ヘテ完全ナル書類保存ノ方法ヲ設置スルニ至ランコトハ、余ノ深ク信シテ疑ハサル所ナリトス。

巡查ノ任用及ヒ教習

巡查ノ新任ハ、總テ現行規則ニ拠テ之ヲ施行シ、其方法ハ全ク宜シキニ適ヘリ。即チ欠員アルニ從テ任命スルニ非スシテ、先ツ、充分ニ教習ヲ施シタル後、十五名以上ノ欠員アルヲ俟テ、之ヲ任命スルノ法ナリ。教習ハ警察本部ニ連接シタル屋舎ニ於テシ、警部一名及ヒ警部補一名ヲシテ之ニ從事セシム。教習ハ五十日間ニシテ、

ヘーン警察大尉「千葉真巡回復命書」

毎日四時間半ヲ以テ理論ヲ教ヘ、二時間ヲ以テ實地ニ習ハシメ、且ツ毎週三回、一時間宛ヲ以テ之ヲ擊劍ノ演習トス。生徒ハ凡ヘテ合宿所ニ寢食セシメ、食料ハ生徒一人ニ付キ毎月三円八十六錢ニシテ、尚ホ此外ニ小使料トシテ、毎週十錢ヲ給与スルモノトス。

警察本部ニ附屬セシムルニ、予備部ヲ以テシ、千葉市街ニ於ケル特別事務即チ銀行、裁判所及ヒ県庁構内ノ警護等ニ従事シ、兼テ消防事務ヲ担当セシム。本部ニハ唧筒ニ台ヲ備ヘ、巡查ヲシテ之ヲ取扱ハシム。予ノ目撃セシ所ノ實地演習ハ極メテ良好ノ成績ヲ得タリ。蓋シ千葉ニ於テ教習ヲ受ケタル所ノ巡查ハ、終ニ各警察署ニ配置セラレ、以テ漸ク各地、到ル所ニ消防規則ノ周到ヲ見ルニ至ルノ一着歩ヲナスモノト謂フヘキナリ。佐原警察署ニ於テ目撃セシ所ノ實地演習（千葉ニ於テ教習ヲ受ケタル所ノ官吏ノ指揮ニ依ル）モ、亦タ凡ヘテ良好ノ成績ヲ得シノミナラス、僅カニ四分時ノ後ニ於テ、既ニ十分噴水ノ準備整ヒタルハ、實ニ感スルニ余リアリト謂フヘシ。惟フニ消防掛ニ於テ、尚ホ一層尽力スル所アリタランニハ、益々臨機迅速ノ救援ヲナスヲ得ヘシト信ス。是ニ於テ乎、知ル心。此ニ在ラハ何事カ成ラザラン。

官吏ヲシテ、其事務ニ熟練セシムルカ為メニ、毎日定規ノ訓示ヲ施行セリサレトモ、此訓示ノ事項ハ、予メ警察本部ニ於テ、其標準ヲ定ムルニハアラスシテ、各署長ヲシテ、随意ニ之ヲ規定セシムルニアリトス。尤モ所定ノ事項ハ、一応之ヲ警察本部ニ報告セシメ、本部ニ於テハ、一旦之ヲ檢閲シ、若シ必要ト認ムルトキハ、特ニ其事項ノ増減ヲ命スルコトヲ得ヘシ。鄙見ヲ以テ之ヲ見レ

ハ、若シ各警察署ニ於テ、一定セル訓示標準ノ抛ルヘキモノアラハ、独リ教授上、少カラサル便益ヲ感スルノミナラス、事務ノ統一ヲ期スルニ於テ、亦タ大ニ其宜シキヲ得タルモノナリト信ス。

蓋シオ幹アル署長ハ、能ク自ラ斯ノ如キ標準ヲ立案スルヲ得ヘント雖トモ、然カモ警察本部ニ於テ、一人ノ官吏ヲシテ一定ノ標準ヲ立案セシムルハ、寧ロ多数ノ官吏(警察署長十五人及ヒ分署長十四人)ヲ煩ハシテ、貴重ノ時日(即チ都合三十九倍多数ノ割合ナリ)ヲ、浪費セシムルニ優サルヤ、固ヨリ論ヲ俟タサルナリ。

警察本部ニ於テハ、時々官吏ヲ派出シテ、各警察署等ニ在動スル所ノ巡查ヲ視察セシム。蓋シ此視察タル、抛テ以テ自他ヲ益シ、且ツ警察本部ヲシテ、能ク事務ノ張弛ヲ辨識セシムルノ好方便ナリト謂フヘシ。然トモ、若シ此視察ヲ以テ、之ヲ一般ノ警務視察ニ合併セハ、經濟上、大ニ利益アルコトナラント信ス。

訓示ノ施行ニ関シ、予ハ爰ニ復タ成ルヘク日々出来事ヲ利用シテ、以テ法律規則ノ解釈ニ供シ、且ツ其実地ノ適用法ヲ教示セシコトヲ勸告スヘシ。蓋シ巡查ハ実地ニ遭遇セシ所ノ事項ニ就テ、理解スルコトハ、其唯タ僅カニ法律規則ヲ朗誦シ、若クハ問題ヲ与フル等ニ依テ、理解スルカ如キノ比ニアラサルヘシ。鄙見ヲ以テスレハ訓示時間中、其半ハ之ヲ以テ前記スルカ如キ実地有益ノ講説ニ充テ、他ノ半ヲ以テ標準トシテ定ムル所ノ事項ヲ、訓示スルニ供フルニハ如カサルナリ。

点検及ヒ訓示ニ際シ、官吏ノ外觀ニ就テ、之ヲ見ルニ、大体能ク兵式ノ精神ニ適ヒ、大ニ其宜シキヲ得タルモノト謂フヘシ。

被服

被服ハ巡查ヲシテ、自由ニ囚人ノ織成スル所ノ切レ地ヲ購求シ、東京ニ於テ或ル仕立職ニ調製セシム。巡查ハ各々夏服二領及ヒ冬服二領ヲ有ス。被服ハ官吏ヲシテ、凡ヘテ同時ニ之ヲ交換セシムルモノトス。

制服附属品ハ、其支辨料トシテ毎月五十九錢五厘ヲ給与スルモノトス。

巡查ヲシテ冬服二領ヲ常備セシムヘントハ、予ノ屢々陳述スル所ナリシカ、既ニ千葉真ニ於テモ、亦タ之ヲ採用セリ。又タ冬服ニ就テハ、綿布ニ代フルニ、毛布ヲ以テセンコト、予ノ切ニ冀望スル所ナリ(昨年一月廿九日ノ復命書參看)。

官吏ヲ警察署及ヒ分署ニ配置スルコト及ヒ其使用法

官吏ヲ警察署及ヒ分署ニ配置スルコトニ就テハ、凡ヘテ能ク管区ノ広袤、人口ノ多寡及ヒ特別ノ情況等ヲ省察シテ、其割合ノ宜シキヲ得タルモノナリト謂フヘシ。故ニ彼ノ昨年九月二十日ノ復命書ニ記述シタル所ノ可部警察署及ヒ祇園分署ノ關係ニ於ケルカ如キ、失当ノ配置法ハ、本真ニ於テ曾テ之ヲ見サル所ナリキ。

独リ望ムラクハ、分署長ノ管掌事件ニ関シ、分署長ヲシテ成ルヘク不羈獨立ナラシメンコト、即チ是レナリ。依テ尠クトモ、先ツ二三ノ事務(免許証ヲ下付スルコト等)ニ就テハ、獨立ナラシメンコト、予ノ切望スル所ナリトス。且ツ警察署長ハ、分署長ノ申報シタル所ノ事件ニ就キ、未タ曾テ之ニ向テ認可ヲ与ヘサリシ場合アルヲ聞カス。然ラハ果シテ何ノ必要アリテ、此無用ノ手續

ヲナシ、徒ラニ兩署間ノ往復ヲ頻繁ナラシメ、且ツ彼我遞送ノ冗費ヲ増シ、終ニ事務ノ渋滞、官民ノ不便ヲ來タスコトヲ之レ為スヤ、宜シク反省ヲ煩ハスヘキナリ。

警部長ハ予ニ語ルニ、千葉県ニ於テハ、既ニ右ノ分掌權ヲ実行セシカ為メニ、現ニ今マ調査中ナリト云ヘリ。予ハマタ本県ニ在テハ、警部ヲ警察署ニ置テ、其署長ニ從屬セシムルニモ係ラス、警部補ヲシテ分署ニ長タラシムルモノアルヲ目撃セリ。予ノ所見ヲ以テスレハ、正シク是レ警部ヲ警部補ノ地位ヨリ低メタルモノナリト謂ハサルヲ得ス。何トナレハ、苟クモ一署ニ長タルモノハ、之ヲ以テ單一署長ノ代理タルニ止マル者ニ比スルトキハ、其勢力及ヒ名譽ノ相同シカラサルハ、固ヨリ論ナキコトナレハナリ。且ツ同級ノ官吏ヲ以テ、其僚屬トナストキハ、長官ノ苦心想フヘク、從テ之カ為メニ事務ノ不円滑ヲ惹起スルニ至ルヲ恐レサルヘカラス。而シテ彼ノ警察署ニ在勤スル所ノ警部ハ、僅カニ毎月二回ノ巡回ヲナスニ止マレリ。蓋シ是等ノ事務ハ、警部補ヲシテ之ヲ執行セシムルヲ得ヘク、且ツ其他ノ事務ニ付テモ、若シ警部補ナルトキハ、署長ハ遠慮ナク之ヲ命任スルヲ得ル等、要スルニ、抛テ以テ大ニ事務ノ円滑ヲ期スルヲ得ルニ至ルヘキナリ。故ニ宜シク警部ハ、凡ヘテ之ヲ分署長ニ充テ、警部補ハ之ヲ警察署（若シ任用ノ必要アルトキハ）ニ於テ執務セシムヘキナリ。

警部ヲ以テ分署長ニ充ツルニ至ルト雖トモ、仍ホ之ヲシテ警察署長ノ代理ヲ務メシムルハ、固ヨリ差支ヘナカルヘキノ筈ナリ。何トナレハ、今日既ニ警察署長ノ代理トシテ本署ヨリ分署ヲ監督

スルヲ得ル以上ハ、分署ニ於テ、本署ヲ監督スルコトモ、亦タ決シテ出來得ヘカラスルコトニ非サルヘケレハナリ。蓋シ予ヲ以テ之ヲ見レハ、警察署ニ於テ、常ニ署長代理ヲ設ケ置クカ如キハ、全ク無用ノコトタルヲ免レス。若シ夫レ或ル事故ノ為メニ、久シク代理ヲ置クヲ要スルトナラハ、最近ノ分署長ヲシテ、之ニ當ラシメテ可ナリ。何ソ故ラニ常備ノ代理ヲ置クヲ要センヤ。而シテ其臨時ノ代理ノ如キハ、宜シク警部補ヲシテ之ニ任セシムヘシ。警部補ハ、既ニ今日ニ於テ分署長ヲモ務メシムル程ノモノナルカ故ニ、臨時署長ノ代理ヲナサシムルカ如キハ、決シテ難事ニアラサルヘント信ス。

内勤事務

千葉県ニ於テハ、警察署ノ内勤事務ニ巡查ヲ使用スルコト、之ヲ要スルニ、予ノ曾テ巡回シタル諸県ニ於ケルカ如ク、甚タ多カラスト雖トモ、仍ホ各警察署ニ於テ、平均二名ノ巡查ヲシテ内勤事務ニ專任セシメ、其他一名ノ雇及ヒ通例探偵巡查トシテ二名ノ巡查ヲ置テ、署内ノ事務ヲ執行セシム。今警察署ニ於テ取扱ヒシ所ノ書類ノ數ニ抛テ、之ヲ見ルニ、各官吏ノ毎月、主任トシテ取扱フ所ハ八十五件乃至百二十件ノ間ニ出入スルモノ、如シ。而シテ其事件中ニハ、僅カニ一時ノ通知、届出等ニ止マリ、真ニ事務ト称スヘキ程ノ価値ナキモノモ、亦タ少カラス。余ヲ以テ見レハ、其主任事務ハ、寧ろ過少ナリト謂ハサルヲ得ス。余ハ銚子警察署ノ事務取扱ノ有様ニ就テ、其言ノ過マラサルヲ証明スヘシ。即チ同署ニ於テハ、僅カニ巡查及ヒ雇各々一名ヲシテ、全署内ノ事務ヲ

担任セシムルニモ係ハラス、其成績ニ至テハ、毫モ他ノ警察署ニ譲ル所アラサルハ、予ノ固ク信シテ疑ハサル所ナリトス。

内勤官吏ハ、少クトモ毎月平均百五十件乃至二百件ノ事務ヲ担任セシメサルヘカラス(殊ニ警察署ニ於テハ、本部ニ於ケルヨリモ、多数ノ事件ヲ担任セシムルモ妨ケナシ。何トナレハ警察署ノ事務ハ、之ヲ本部ニ比スレハ、容易ニシテ且ツ其範圍狭小ナレハナリ)、而シテ事件ノ多少ハ、實際取扱ノ度数ニアラスンテ、

受、付、簿、ノ、号、数、ニ、依、テ、之、ヲ、計、算、ス、ル、ヲ、要、ス。要スルニ警察署ニ於テ取扱ヒシ所ノ事件ノ多少ヲ計ルハ、凡ヘテ取扱件数ニ依ラスンテ、受付ケタル事件ノ号数ニ從フコト必要ナリトス。実験スル所ニ依テ之ヲ見レハ、一二ノ警察署ニ於テハ、其取扱件数ノ多キ、殆ント受付ケタル記号ノ件数ニ三倍スルモノアリ。尤モ其差異ノ左マテ著シカラサルモノ、亦タ全ク之ナキニアラス、即チ左表ノ如シ。

署名	佐原警察署	銚子警察署	松尾分署	東金警察署	茂原警察署	中魚落分署	北条警察署	香取山分署	松戸警察署
(二十年十一月)取扱件数	一、〇三二	二、二一五	七二〇	九七六	七七四	三四〇	七五八	一七八	一、六二六
(二十年十一月)受付件数	三三九	六〇二	二六七	七二七	五〇一	三三二	六二五	一六五	五八五

数ニ比較スルコトナク、単ニ警察本部ニ報告セシ所ノ件数ニ就テ、断定ヲ下ストキハ、終ニ誤謬ニ陥ラサルヲ得ス。例ヘハ東金警察署ノ受付件数七百二十四件ハ、之ヲ松戸警察署ノ受付件数五百八十五件ニ比スルトキハ、一目シテ其事件ノ多数ナルコト明瞭ナルニモ拘ハラス、警察本部ニ於テハ、単ニ報告ニ拠テ之ヲ見ルトキハ、松戸警察署ノ件数ハ、実ニ東金警察署ノ二倍ノ多キニ至ルモノト断定セサルヲ得サルナリ。其レ斯ノ如ク事件ノ多数ヲ粉飾スルノ秘訣ハ、他ニアラス、蓋シ松戸警察署ニ於テハ、一事件ヲ

取扱フ毎ニ、凡ヘテ之ヲ一件トナシテ帳簿ニ掲ケ、終リニ至テ尽ク此件数ヲ合計スルヲ以テナリ。若シ夫レ伶俐ナル署長ニシテ、此秘訣ヲ悟リ、処務事件ノ多少ハ、単ニ報告若クハ統計表ニ掲スル所ニ拠テ断定セラル、ヲ知ラハ、必スヤ件数ハ、凡ヘテ取扱度数ニ拠テ之ヲ計リ、一事件ヲ一室ヨリ他室ニ移ストキハ、輒チ之ヲ一件トシテ帳簿ニ記入スルニ至ルヘキナリ。統計表ノ一概ニ信ヲ置クニ足ラサルコト、亦タ之ニ拠テ明白ナルヘシ。真正ノ統計表ハ、取扱ヒノ度数ニ非スシテ、受付ケタル事件ノ号数ヲ計

表シタルモノニ非サレハ、則チ不可ナリ。何トナレハ、一事件ハ常ニ一事件ニシテ、其執務ニ関シテハ、本署及ヒ分署ニ依テ、毫モ異ナル所アラサレハナリ。之ヲ要スルニ、当局長官ハ独リ報告及ヒ統計表等ニ掲記スル所ノ計數ニ信ヲ置クコトナク、其檢閲ノ機會ニ於テハ、マタ計算方法ノ如何ヲモ、充分視察スルコト、殊ニ必要ナリ。

前記ノ視察ヲ容易ナラシメ、且ツ受付書類並ニ現存書類ニ関シ、正確ナル表記ヲ作ラシメントナラハ、宜シク帳簿記載ノ方法ヲ正クシ、且ツ整然タル記録ヲ備ヘシムルヲ要ス。其方法ノ如キハ、既ニ昨年九月二十日ノ復命書ニ詳述シタルヲ以テ、今復タ此ニ贅セス。

予ハ八日市場警察署ニ於テ、其署長ノ帳簿取扱上、少シク專断ノ処為アルヲ目撃セリ。即チ同署ニ於テハ、其帳簿ニ他ノ官署ニ交付シ、若クハ原書ノ假、人民ニ下付シタル書類等ノ所在ヲ記入スルコトナク、唯タ毎日其大要ヲ統計表ニ掲記スルニ止マルコト、即チ是レナリ。

蓋シ此方法ハ、警察本部ニ於テ、未タ曾テ委任シタルコトモ、亦タ認可シタルコトモアラサルナリ。故ニ予ハ斯ノ如キコトヲ專断スルハ、服務紀律上、其宜シキヲ得タルモノニ非スト信ス。蓋シ署長ノ意ハ、帳簿ノ繁冗ヲ防カント欲スルニ外ナラサルコト、知ルヘキナリ。若シ果シテ然ラハ、斯ノ如キ重要ナル服務ノ變更ハ、敢テ之ヲ專断スルコトナク、宜シク警察本部ノ認可ヲ經タル上ニ於テ、之ヲ為スヘキナリ。思フニ斯ノ如キ場合ニ於テハ、決

ヘーン警察大尉 千葉真巡回復命書

シテ認可ヲ与フルコトナカルヘキ歟、是レ予ノ確信スル所ナリトス。

現行ノ書類取扱法、殊ニ犯罪事件ノ取調ニ関シテ、其最モ不便ノ甚シキヲ感スルモノアルヲ信ス。試ミニ左ニ二三ノ例証ヲ挙テ之ヲ示サン。

千葉県ニ於テハ、殆ント一般ニ窃盜事件等ノ報告ニシテ、其犯罪者ヲ取調ヘ、若クハ引致スルニ由ナキモノハ、凡ヘテ一冊トシテ之ヲ合綴シ、間々官吏ノ事実取調書(時日場所等ヲ記シテ其犯罪ノ事実ヲ詳明シタルモノ)等ヲモ挿入セリ。

若シ何等嫌疑ノ生シタル場合ニ於テハ、更ラニ其取調ヲナシタル所ノ官吏ヲシテ、報告書ヲ作ラシムルモノトス。而シテ其報告書ハ、之ヲ本年(即チ前ノ)ノ窃盜事件ノ報告書類、即チ窃盜届ト合綴スルニ非スシテ、別ニ一冊ヲ作テ之ヲ独立セシム。但シ其犯罪者ヲ搜索引致スルヲ得タル場合ニ於テハ、關係書類ハ凡ヘテ尽ク之ヲ檢察官ニ送達スルモノトス。

若シ犯罪事件ニ付キ、他ノ警察部内ニ照会ヲナシ、回答ヲ得タルトキハ、其書類ヲ以テ、之ヲ別個ノ帳簿ニ記入シ、且ツ窃盜品ト認ムヘキ物品ヲ発見シタル場合ニ於テ、届出タル書類ノ如キモ、亦タ更ラニ之ヲ特別ノ帳簿中ニ保存スルモノアルヲ目撃セリ。故ニ一ノ窃盜事件ニ関スル書類ニシテ、時トシテハ、四個ノ帳簿ニ散在スルコトアルヲ見ル。蓋シ窃盜事件ノ届書類ニハ、往々本件ニ関シ、尚ホ他ニ取調ヲナシタル報告書類ノ存在スルモノアルヲ明記スルモノアリト雖トモ、之ヲ明記スルト否トハ、一々当該官吏

ノ取捨如何ニ在テ、必スシモ其方法ノ一様ナルコト能ハサルナリ。要スルニ斯ノ如キ書類ノ取扱法ハ、其極、如何ナル結果ヲ見ルニ至ルヘキカ、惟フニ暫時ノ後、一人トシテ復タ之ヲ顧ミルモノナク、遂ニ被告者又ハ其他ノ方法ニ由リ、特別ノ刺撃ヲ受ケサル以上ハ、公訴ノ期滿免除ノ日ニ至ル迄、空シク書類ノ中ニ停留シテ、毫モ其用ヲナササルニ至ルヘキナリ。且ツ一朝、若シ署長又ハ当該官吏ノ更迭アルニ及テハ、忽チ旧書類ニ拠テ調査ヲナスノ方ヲ失フニ至ルハ、瞭然タリ。何トナレハ、錯雜交互セル数多ノ書類ノ中ヨリ、当該事件ヲ探知センコトハ、實際至難ノ業タルヲ以テナリ。将タ更ラニ之カ再調査ヲナサント欲スルモ、既ニ多少ノ時日ヲ経過シタル上ハ、到底其目的ヲ達シ得サルハ必然ナリ。此ニ至テ豈ニ不都合モ亦タ甚シカラスヤ。

事務ノ簡略、殊ニ書記事務ノ節減ヲ計ルハ、寔ニ美事タルニ相違ナシト雖トモ、然カモ常ニ時ト場合ニ応シ、其宜シキヲ得ルヲ肝要ナリトス。

鄙見ヲ以テ之ヲ見レハ、警察署等ニ於テ受付ケタル所ノ盜難届書類ハ、主任者ヲシテ、其当該事件ヲ領受シタルト同時ニ、其事件ニ関スル既往ノ事実及ヒ尚ホ将来ニ於テ生出スヘキ事実ヲ詳悉スルヲ得セシムル所ノ方法ヲ以テ、之ヲ取扱フコト必要ナリト信ス。然ルニ、現今、警察署及ヒ分署ニ於テ窃盜犯等ノ告発書類ヲ取扱フ所ニ就テ、之ヲ見レハ、殆ント全ク前述ノ趣旨ニ適セサルモノ、如シ。然カノミナラス、此方法ハ、恰カモ事務ノ視察ヲ避ケ、若クハ成ルヘク之ヲ困難ナラシメント欲スルノ目的ニ出ルカ

如キノ感ナキ能ハサルナリ。

請フ試ミニ予ノ目撃シタル所ノ二三ノ事実ヲ、左ニ陳述セン。

第一 勝浦分署ニ於テハ、廿年十二月十五日ヲ以テ、窃盜犯ノ届出ニ関スル事件ヲ其收受簿第千百六十九号ニ記入セリ。然ルニ其探偵ヲナシタルコトニ就テハ、別ニ之ヲ本件中ニ記入スル所アラサルヲ以テ、署長スラモ容易ニ本件ニ関シ、是レ迄、如何ナル方法ヲ以テ取扱ヒ来リシヲ知ルコト能ハサリキ。而シテ後ニ至リ、漸クニシテ尚ホ本件ニ関シ、当該巡查ノ取調ニ依リ、嫌疑者ノ氏名ヲ確認シタル所ノ報告書アルヲ発見セリ。其他本件ノ事実ニ関シテハ、一月四日ニ至ル迄ノ間ニ於テハ、別ニ一事ノ生出シタル所ノモノアラサルナリ。蓋シ右二個ノ書類(告訴書及ヒ報告書)ハ、各々特別個ノ書類トシテ之ヲ保存シ、且ツ其告訴書類中ニハ、別ニ本件ニ関係アル所ノ書類ノ有無ヲ表明スル所アラサルカ故ニ、右巡查ノ報告書ノ如キハ、幸ニシテ偶然之ヲ発見スルヲ得タルモノナリ。

第二 尚ホ又、同分署ニ於テ、二十年十二月二十四日ヲ以テ領受シタル窃盜事件ノ届出ニ付キ、其帳簿第千百十号ニ記入スルモノアルヲ目撃セリ。蓋シ本件ハ、充分、其事実ヲ確定シ、且ツ窃盜品(足袋三足)ノ所在ヲモ探知シ得タルモノナルニモ係ハラス、然カモ本件ニ就テハ、一月四日ニ至ル迄、更ラニ一事ノ生出シタルモノナク、書類ハ依然トシテ雑件簿ノ中ニ留存セリ。思フニ本件ノ如キモ、其事実ノ確定セルモノアルニモ係ハラス、遂ニ此假ニ看過セラル、ニ至ルヲ免レ得サル歟。

第三 又、二十年十二月十三日第千六百六十二号ヲ以テ受領シタル所ノ一事件アリ。蓋シ拐帯犯ノ届出ニ係ル所ノモノナリ。而シテ加害者ニ於テハ、既ニ其物品ヲ消失スルニ至リシコトナランカ、然ルニ警察署ニ於テハ、一月四日ニ至ル迄、本件ニ関シ未タ事實ノ探偵ニ着手シタル所アラサルナリ。

第四 木更津警察署ニ於テ、二十年七月十日衣類十三品（此価十一円二十銭）ノ窃盜事件ニ関スル届書ヲ受領シタリ。依テ第七百五十一号ヲ以テ、之ヲ要件簿ニ記入シ、尚ホ犯罪ノ事實ヲ確認シタル所ノ報告書ヲ以テ、之ニ附セリ。然ルニ其犯罪人ノ取調ニ関スルノ書類ハ、此ニ之ヲ欠ケリ。故ニ暫時ノ後、始メテ一官吏ノ記憶ニ依リ、本件ハ、其犯罪者ハ被害者ノ親戚タルコトヲ判定シ、且ツ未タ之ヲ檢察官ニ送付スルニ至ラサリシヲ以テ、終ニ其仮ニ放棄シタルモノナルコトヲ、詳明スルヲ得タリ。若シ夫レ是等ノ事實ニ就キ、其要領ヲ届書中ニ明記スル所アラハ、徒ラニ無用ノ取調ヲナスカ如キコトアラサルヘシ。

第五 又、廿年六月三日ニ於テハ、下婢ノ為メニ、物品六個（此価十二円）ヲ拐帯セラレタル旨ヲ届出テタルモノアリ。但シ其届書ニハ、下婢ノ姓名及ヒ其人相書ヲ附記セリ。而シテ警察署ノ取調ニ拠レハ、其下婢ノ東京ニ向テ逃走シタルコトモ、亦明瞭ナルモノ、如シ。然ルニ警察署ニ於テハ、更ラニ其余ノ手続ヲ尽サス、且ツ署長ノ説明スル所ニ拠レハ、下婢ノ所在ヲ探知シ、若クハ本件ノ期滿免除ニ至ル迄ハ、此假之ヲ書類トシテ保存スルノミニシテ、別ニ檢察官ニ送付シ、檢察官ヲシテ、之ヲ東京ノ警察ニ

嘱托セシムルカ如キコトヲナサ、ルノ筈ナリト云フ。何トナレハ、署長ハタトヒ之ヲ東京ニ送ルモ、犯罪者ノ住所ヲ指定スルニ非サレハ、警察ニ於テハ、到底拠テ以テ取調ヲナスニ由ナキモノト、自信スル所アルヲ以テナリ。蓋シ署長ハ、其記憶スル所ニ拠テ、能ク本件ノ經過ニ関スル凡テノ事實ヲ詳明セリ。然レトモ、其事突ハ、之ヲ本件ノ書類ニ表記スル所アラサルナリ。之ヲ要スルニ、署長ハ東京ノ警察ニ信ヲ置クコト甚タ薄ク、犯罪者ノ住所ヲ指定スルニ非サレハ、到底其氏名及ヒ人相書ノミニテハ、之カ取調ヲ為シ能ハサルモノト認定スルモノ、如シ。

第六 松戸警察署ニ於テハ、二十年九月二十九日ヲ以テ其雜件簿第九千〇四十九号ニ窃盜ノ届出ニ関スル事件ヲ掲載セリ。蓋シ本件ハ、衣類七品及ヒ七円ノ価格アル八角時計ノ窃盜ニ係リ、尚ホ其犯罪事實ヲ確認シタル所ノ報告書ヲモ得タル所ノモノナリ。然ルニ其報告書ノ所在ニ就テハ、別ニ本件中ニ明記スル所アラサルヲ以テ、之ヲ穿鑿センカ為メニ、少カラサル時間ヲ費シタレトモ、終ニ之ヲ発見スルコト能ハサリキ。

第七 又同署ニ於テ、二十年九月二十六日、或ル旅宿ニ於テ、衣類十五品（此価三円九十五銭）ヲ窃盜セラレタル旨ヲ届出テシ所ノ農夫アリ。因テ之カ取調ヲ為スニ、其犯罪者ハ前夜、右ノ農夫ト同宿ヲナシ、且ツ翌朝、何レハカ其影ヲ隠セシ所ノ日傭稼尾川某ナルコト、略ホ確定シ、其人相書ヲモ詳悉シテ、之ヲ備ヘ、且ツ其現ニ東京某ナル染匠ノ家ニ、傭役セラレ居ルヲモ確定スルヲ得タリ。然ルニ警察署ニ於テハ、更ラニ其余ノ手続ヲ尽サス、

窃盗届書及ヒ其取調ニ関スル報告書ハ、凡ヘテ其假ニ擱キ、且ツ各々特別ノ書類トシテ、之ヲ保存セリ。而シテ本件ニ就キ、自然或ハ東京ニ照会シタルコトアリヤ否ヤニ就テハ、終ニ之ヲ確知スルコト能ハサリキ。尤モ若シ其回答書類アリトスルモ、是ハ更ラニ別個ノ帳簿ニ纂綴シ置クモノトス。

鄙見ヲ以テ之ヲ見レハ、以上別記スル所ノ方法ヲ以テ、窃盗届書類ヲ取扱フカ如キハ、全ク其当ヲ得タルモノニ非スト謂ハサルヲ得ス。凡ソ何ノ書類ヲ問ハス、殊ニ犯罪ノ届出ニ関スル書類ノ如キハ、之ニ依リ一目シテ、其関係事件ヲ瞭知スルヲ得ヘキ方法ヲ以テ、之ヲ取扱フコトヲ要ス。故ニ犯罪人及ヒ窃盗品ニ関スル事項等ハ、総テ其摘要ヲ書類ニ掲ケ、殊ニ同事件ニ関スル報告書類ノ如キハ、必ス之ヲ同一ノ帳簿中ニ纂綴セサルヘカラス。其他各個ノ事件ハ、犯罪人等ヲ探求若クハ発見スルノ手段、既ニ尽キ、到底其取調ヲ為シ得ヘカラサルモノト認定シタル場合ニ非サレハ、之ヲ收受簿ニ合綴スルコトナキヲ要ス。故ニ鄙見ヲ以テ之ヲ見レハ、犯罪事実ノ明ラカニシテ、且ツ其犯罪者ノ東京ニ住居スルヲモ探知シタル事件ナルニモ係ハラス、敢テ之ヲ檢察官ニ送付スルコトナク、檢察官ハ警視庁ニ其事件ノ取調ヲ嘱托スルコトナキカ如キハ、甚タ其当ヲ得タルモノニ非スト信ス。何トナレハ警視庁ハ果シテ唯タ姓名ノミニテ、其住所ノ不明ナルモノニ就テハ、到底之ニ向テ取調ヲ為ス能ハサルヤ否ヤハ、地方警察署長等ノ能力判断シ得ヘキ所ニアラサルヲ以テナリ。

其他、尚ホ現行ノ如キ方法ヲ以テスルトキハ、署長及ヒ当該官

吏ヲシテ、自然其職務ニ欠クル所アラシメ、終ニ事務ノ渋滞ヲ来タスニ至ルヲ恐レスンハアラス。

何故ニ事務ノ渋滞ヲ来タスニ至ルヘキヤ、且ツ今日ノ実況果シテ如何。

予ノ所見ニ抛レハ、犯罪事件ノ届出書類等ニ就テハ、之ニ向テ充分ノ檢察ヲ行フ所ナキヲ以テ、一般ニ其事実ノ詳明ヲ得タルモノニ非サレハ、凡ヘテ単ニ之ヲ書類トシテ留存シ、其取調ノ手續ヲ尽スト否トハ、一々其時ノ都合ニ放任スルモノ、如シ。

之ト同一ノ弊習ニ就テハ(尤モ其原因ハ異レトモ)、曾テ昨年九月二十日ノ復命書ニ於テ陳述セリ。之カ為メニ警察ノ名声ヲ毀傷スルコト、果シテ如何ソヤ。公衆ノ警察ニ向テ要求スル所ノモノハ、果シテ何ソヤ。犯罪人ノ姓名名ヲ詳カニシ、且ツ其住所スラ之ヲ探知シ得タルニモ係ハラス、尚ホ之ヲ放擲シテ、毫モ問フ所ナシ。然カモ尚ホ警察スノ如クニシテ、果シテ能ク警察ノ本務ヲ尽シタリト断言スルヲ得ヘキヤ。

然則チ如何セハ、果シテ此弊習ヲ排斥スルヲ得ヘキヤ。

鄙見ニ抛レハ、先ツ書類(独リ犯罪事件ノ届書類ニ限ラス)ノ取扱方ニ関スル一定ノ法規ヲ作り、各事件ヲシテ、其尽スヘキ手續ハ凡テ之ヲ尽シ、且ツ同伴ニ関スル事項ハ、年月ヲ追フテ、悉ク之ヲ記入シ、一目ノ下ニ、凡ヘテ瞭然タルヲ得セシムル所アルヲ要ス。伯林ニ於テハ、最モ概覽ニ便利ナル方法ニ抛テ、書類ノ取扱ヲナセリ。即チ命令類ニ関スルモノハ、成ルヘク之ヲ紙葉ノ左方ニ記シ、右方ニハ所轄官署若クハ所轄官吏ノ報告類ヲ以テ之

ニ載ス。而シテ其右方ニ記載スルモノハ、之ヲ左方ト並列セシメ
スシテ、表裏セシメ、以テ一事件ヲ領受スル毎ニ、本件ニ付キ如
何ナル命令アリシヤ、又如何ナル報告アリシヤヲ、概覽セシムル
ニ便ナラシム。

凡ソ受付ケタル事件ニシテ、其既ニ現存セル事件ニ関スル所ノ
モノハ、凡テ之ヲ一個ノ書類ニ併記スルヲ要ス。而シテ若シ余地
アラサルトキハ、其摘要ヲ掲クルカ、若クハ少クトモ目錄ヲ記
シ、以テ其存在及ヒ所在ヲ表明セシムルコト必要ナリトス。

何等ノ事件タルヲ問ハス、其尺スヘキノ手続ヲ完結シ、若クハ
手続ヲ尺スノ道ナキニ至リタルモノヲ除クノ外ハ、決シテ之ヲ帳
簿ニ纂綴セサルヲ要ス。而シテ帳簿ニ纂綴スルハ、其都度命令ヲ
ナシ、且ツ成績ヲ得ル能ハサリシ所ノ事件ニ就テハ、「本件ハ取
調ノ成績ヲ得サルニ付キ仮リニ之ヲ帳簿ニ綴込ムモノトス」ト記
シテ、之ヲ纂綴スヘシ。予ノ所見ヲ以テスレハ、犯罪事件ノ届出
類ニ関シテハ、嚴重ノ視察ヲ行ヒ、且ツ其取調ノ成績ヲ得タルモ
ノト得サルモノトニ論ナク、総テ之ヲ檢察官ニ告知セシムルヲ要
ス。檢察官ハ之ニ対シ、警察署ハ果シテ尺スヘキ手段ハ尽ク之ヲ
尽シタルヤ否ヤヲ詳察シ、若シ尚ホ手段ノ尺スヘキモノアレハ、
之ヲ命令シ、又ハ非常ノ懈怠アル場合ニ於テハ、当該官吏ニ向テ
求刑ヲナスコトアルヘシ。

予ノ聞ク所ニ拠レハ、若シ取調ノ成績ヲ得ヘキ目的ナキ事件ヲ、
檢察官ニ送付スルトキハ、檢察官ハ却テ其送付ヲナシタル官署若
クハ官吏ヲ非難スルノ傾向アリト云フ。独逸ノ治罪法ニ拠レハ、

ヘーン警察大尉 千葉県巡回復命書

此種ノ届出類ニ関シテハ、警察署ハ全然之ヲ取捨スルノ權利ナ
ク、尺ク之ヲ檢察官ニ告知セサルヲ得サルモノトス。而シテ後日
ニ至リ、若シ尚ホ取調ノ手段ヲ発見スルコトアルトキハ、檢察官
ハ再ヒ之ヲ警察署ニ送付スヘキモノトス。

若シ斯ノ如ク嚴重ニ視察ヲ行フトキハ、為メニ署長及ヒ主任官
吏ヲシテ、一層其事務ニ精勵シ、殊ニ敏捷ニ其成績ヲ収ムルヲ得
セシムルニ至ルヘキナリ。且ツ檢察官ナルモノハ、常ニ其管内ニ
起ル所ノ犯罪事件ヲ、詳悉スルヲ要スヘキ筈ナルヲ以テ、此点ヨ
リ見ルモ、犯罪事件ニ関スル届出類ハ、凡ヘテ之ヲ檢察官ニ告知
セサルヘカラサルコト明瞭ナリ。

署長及ヒ分署長ハ、内勤事務ノ視察ヲ行フトキニ當リ、充分綿
密ニ要件簿及ヒ署内現存ノ事件ヲ比較参照シ、且ツ其事件ハ如何
ニ之ヲ取扱ヒ居ルヤヲ視察スヘシ。是レ亦タ事務ノ改良ヲ計ルノ
一助タラスンハアラス。

戸口調査簿

千葉県警察署ニ於テ、現今、一般ニ行フ所ノ戸口調査簿ハ、受
持巡查（後ニ陳述スル所アルヘシ）ヲシテ、其受持区ノ人民ニ付
キ、一々訊問ノ上、取調ヘシメタルモノニシテ、多クハ番地順ヲ
追フテ之ヲ纂集セリ。予ハ二三ノ警察署ニ於テ、伊呂波順ヲ以テ、
戸口調査簿ノ記録ヲ作ルコトニ着手シタルモノアルヲ目撃セリ。
蓋シ此帳簿ハ犯罪事件ノ取調等ニ関シテハ、勿論其他凡ヘテ警察
上視察監督ヲナスニ當リ、拠テ以テ大ニ便益ヲ得ル所アルヘキナ
リ。思フニ若シ各警察署ニ於テ、悉ク同一ノ方法ヲ以テ、之ヲ作

ルニ至ラハ、一層多ク便益アルヲ見ルヘキナリ。然ルニ其方法ノ如キハ、一ニ之ヲ署長ノ随意ニ放任スルカ故ニ、或ハ一警察署ニ於テ、番地順ヲ以テ作りタル戸口調査簿ト、伊呂波順ヲ以テ作りタル人名票トヲ併用スルモノアリ。或ハ単ニ順序ナキ雜駁ナル調査簿ヲ用フルモノアル等、警察署ニ由テ、其趣キヲ異ニシ、区々一様ナルコト能ハサルナリ。蓋シ斯ノ如キ表式類ノ同一ノ方法ニ出ルヲ要スル所以ノモノハ、其用ノ広ク諸般ノ關係ニ供及スヘキモノナルヲ以テナリ。即チ戸口調査簿ノ如キハ、独り当該警察署ニ於テ其必要アルノミニアラス、他ノ警察部内ニ在テモ、亦タ之カ必要ヲ感シ、且ツ警察ニ關係ナキ他ノ官署ニ於テモ、亦タ之ヲ利用スルノ必要アルヘキナリ。

地方警察事務ヲ移シテ戸長ニ委任スルニ至ラハ、完全ナル戸口調査簿ヲ見ルヲ得ヘキコト、期シテ俟ツヘキナリ。何トナレハ、戸長ハ既ニ今日ニ於テ戸口調査簿ヲ取扱ヒ居ルヲ以テ、之ニ拠テ又、伊呂波順ノ調査簿ヲ作ルハ、極メテ容易ナルコトナルヘケレハナリ。地方警察事務ヲ戸長ニ委任スヘキコトニ就テハ、十九年九月十五日ノ復命書ニ陳述セリ。若シ仮リニ、此委任ヲ実行スルノ機、未タ熟セストセン乎、先ツ其第一着トシテ、現存ノ巡查在勤所ヲ以テ、之ヲ戸長役場ニ合併スル等、成ルヘク警察署及ヒ戸長役場ノ關係ヲシテ親密ナラシムルニ至ラシメンコトヲ冀望ス。惟フニ、タトヒ斯ク両官署ヲ合併スルニ至ルト雖トモ、之カ為メニ決シテ双方ノ官吏ノ間ニ情弊ヲ生シ、終ニ國家ノ政務ニ悪影響ヲ及ホスニ至ルカ如キコトナキヲ信ス。畜タニ是等ニ弊害ヲ

生スルノ恐れアラサルノミナラス、之カ為メニ、却テ彼我相依リ唇齒相輔ケ、以テ人民ノ福祉ヲ進捗シ、國家ノ發達ヲ保助スルノ効果ヲ見ルヘキコト、予ノ確信シテ疑ハサル所ナリトス。斯ノ如ク其レ兩者ノ結合ハ、數利アルモノ一害ナシ。而シテ其政府ニ便益アルハ勿論、為メニ人民ノ享受スル所ノ利益モ、亦タ決シテ鮮少ナラサルヘシ。是等ノ事ハ、既ニ十九年九月二十日ノ復命書ニ詳述シタルヲ以テ、今此ニ之ヲ贅セス。

然ラハ現今ノ制度ニ在テハ、果シテ如何ナル方法ヲ以テ、戸口調査簿ヲ作ルヘキカ、請フ、左ニ鄙見ヲ開陳セン。

現行ノ制度ニ拠リ、地方ニ於テ、戸口調査簿ヲ作ラントセハ、宜シク現ニ千葉県ニ於テ実行スルカ如キ方法ニ從ヒ、警察署及ヒ分署ノ管轄区域ヲ受持区ニ分チ、各受持区ニ付キ巡查一名ヲ配置スヘシ。而シテ此巡查ハ、常ニ其位置ニ在勤セシメ、成ルヘク永ク他ニ転任セシムルコトナク、且ツ其受持区ヲシテ兼テ巡行区タラシムルカ、若クハ少クトモ巡行区内タラシムルヲ要ス。此巡查ハ先ツ町村番地ヲ記入シタル帳簿ヲ備ヘ（此帳簿ヲ作ルニ必要ナル材料ハ、戸長若クハ伍長ニ就テ之ヲ得ヘシ）、漸々各番地ニ住居スル人民ヲ取調テ、之ヲ帳簿中ニ記入スヘシ。但シ此取調ハ、巡行ヲナス時ニ於テ、最モ都合能ク之ヲ為スヲ得ヘシ（此取調ヲナスカ為メニ、各巡行毎ニ一ケ所ニ付キ、凡ソ二時間ヲ以テ之ニ充ツヘシ）。而シテ此取調ノ完了スルニ至ルトキハ、之ニ拠リ、伊呂波順ノ帳簿ヲ作ルコト、蓋シ容易ナルヲ得ヘキナリ。但シ其方法ハ、一家族若クハ一個人（独身者）ニ付キ、各々特別ノ紙

片(一定ノ雛形ニ從ヒ)ヲ作り、順次字書の(即チ伊呂波順ヲ追フテ)ニ之ヲ彙集スヘシ。

仮リニ人口三千人ヲ有スル一受持区ニ於テ、家族七百及ヒ二百人ノ独身者アリト定ムルトキハ、受持巡查ハ、其町村番地ヲ記シタル帳簿ノ外、尚ホ九百葉ノ紙片ヲ備ヘ、且ツ之ニ記入ヲナスヘシ。但シ此記入ノ事務ハ、本務外ナルコト勿論ナルカ故ニ、非番若クハ交番所ニ駐在スル間ニ於テ之ヲナスヘシ。

此紙片ニハ、単ニ居住ニ関スル事項ノ外、尚ホ其他ノ要件ヲモ併記スヘキハ論ヲ俟タス。故ニ若シ官許ヲ要スル營業ヲナスモノナルトキハ、其營業ニ関スル事項ヲ記シ、其他何レノ場合ニ論ナク処刑ノ有無等ハ必ラス之ヲ掲載スヘシ。

各受持区ノ帳簿完成スルニ至ルトキハ、之ニ依リ全警察署区内ニ関スル此種ノ帳簿ヲ作ルコトハ、亦タ決シテ至難ノ業ニハアラサルヘシ。即チ各受持巡查ヲシテ、其帳簿ノ謄本ヲ作テ、之ヲ警察署ニ送達セシメ、警察署ニ於テハ唯タ字書ノ順次之ヲ排合彙集スレハ則チ可ナリ。

試ミニ問ハン、戸口調査簿ニ依テ得ル所ノ利益ハ、果シテ能ク之ヲ作ルカ為メニ要スル所ノ手数ト、費用トニ匹敵スルヲ得ヘキヤ、予ハ左ノ理由アルヲ以テ、「然リ匹敵スルヲ得ヘシ」ト答ヘサルヲ得ス。

先ツ第一ニ犯罪事件ノ探究ニ際シテ、非常ニ戸口調査簿ノ必要ヲ感スルハ、証明ヲ俟タスシテ明ラカナリ。何トナレハ、唯タ氏名ノミ分明ナル犯罪人ノ如キハ、此帳簿ニ拠テ充分ニ取調ヲ為シ

得ヘキヲ以テナリ。次キニ又此帳簿ハ、受持巡查ヲシテ、其区内ノ人民ニ対シ、最モ適當ニ保護ノ道ヲ尽シ、且ツ之ニ拠テ土地及ヒ人物ノ実況ヲ詳悉スルヲ得セシムルノ効驗アリ。盖シ土地及ヒ人物ノ実況ヲ詳悉スルカ如キハ、警察事務ノ執行上、最モ必要ノ事項タルハ、多弁ヲ俟タスシテ明ラカナリ。論者或ハ難シテ云ハシ、土地及ヒ人物ノ実況ノ如キハ、何ソソ戸口調査簿ヲ俟テ、後チ之ヲ知ルコトヲ要センヤト、予モ亦タ若シ出来得ヘクハ、実ニ論者ノ言フ如クナラシコトヲ望ム。然ルニ實際ニ就テ之ヲ見レハ、着々其然ル能ハサルモノアルヲ如何セン。外部ノ必要ナクシテ、然カモ土地及ヒ人物ノ実況ヲ詳悉スルヲ得シコトハ、予ノ二十年來警察事務上ノ經驗ニ依テ、甚タ疑ヒナキ能ハサル所ナリ。凡ソ事ヲ知ラント欲セハ、先ツ屢々外部ノ必要ニ接セスンハアルヘカラス。盖シ探偵ヲナシ、若クハ戸口調査簿ヲ作ルカ如キハ、警察官吏ノ為メニハ、其管区ノ土地及ヒ人物ノ実況ヲ詳悉セシムル所ノ外部ノ必要タラスンハアラサルナリ。

戸口調査簿ヲ作ル費用ノ如キハ、實ニ輕少ニシテ言フニ足ラス。故ニ到底拠テ得ル所ノ利益ヲ以テ、之ヲ比較スヘクモアラサルナリ。但シ調査表ノ雛形ハ之ヲ一定シ、全県内ニ於テ総テ一樣ニ出ルアラシコトヲ望ム。雛形ハ左ノ如キ様式ニ由テ調製スルモ可ナルヘキ歟。

同受持区内ノ移転ニ就テハ、別ニ之カ為メニ新票ヲ作ルヲ要セス。唯タ現票ニ改正ヲ施セハ、則チ可ナリ。而シテ其他受持区若クハ他警察管区ニ移転スルモノニ就テハ、宜シク其現票ヲ移転地

トシテ兩受持区ヲ以テ、之ヲ一巡行区タラシムルモノナキニ非ス。

村落ノ在勤所ニ在勤スル巡查ハ、毎月、家賃トシテ金老円ヲ領取セリ。故ニ巡查ハ之ヲ以テ相当ノ家屋ヲ借入レ、其住居トナスノ傍ラ、兼テ村落^ノ在勤所トシテ、公務ニ従事スルノ所トナスノ義務アルモノトス。

若シ村落^ノ在勤所ヲ以テ、之ヲ戸長役場ニ合併スルニ至ラハ、独リ人民ノ便利ヲ感スルノミナラス、執務上、亦タ為メニ大ニ裨益スル所アルヘキナリ。

巡查在勤所ノ配置、区域ノ広狭及ヒ所員ノ多少等ハ、要スルニ能ク土地ノ情況及ヒ施政上ノ關係ヲ視察シテ、之ヲ定メタルモノト謂フヘシ。然レトモ、間々亦タ左迄ノ必要ナキニ、特ニ多数ノ巡查ヲ置く所ナキニモアラサルモノ、如シ。蓋シ斯ノ如キハ、適々以テ事務ノ不円滑ヲ惹キ起スニ足リ、毫モ利スル所非サルナリ。

村落^ノ在勤所ニ在勤スル巡查ノ職務ハ、總テ所轄警察署長若クハ分署長ニ於テ、之ヲ規定ス。而シテ其規定ニ依レハ、巡查ハ殆ント毎日一回(加之夜間ニ於テ毎月五回)其受持区並ニ巡行区ヲ巡回スヘキモノトス。尤モ特別ナル事務ノ生出シタル場合ニ於テハ、稀ニ或ハ此規程ノ如クナル能ハサルコトナキニ非ス。小數ノ巡行区ニ在テハ、毎日、一定ノ巡行ヲナスコトナク、時ト場合ヲ計テ之ヲナスモノアリ。但シ毎日少クトモ十五回(夜間ハ通例毎日五回)ノ巡行ハ、必ス之ヲ為サ、ルヘカラス。

ヘーシ警察大尉「千葉原巡回復命書」

日中ノ巡回ハ、通常午前八時ニ発程シ、午後三時乃至六時ノ間ニ於テ、帰着スルモノトス。鄙見ニ拠レハ、斯ク時間ヲ一定シテ巡行ヲナスハ、其宜シキヲ得タルモノニ非スト信ス。何トナレハ、人民ハ之ニ由テ何レノ時間、何レノ場所ニ、巡行巡查ノ来ルヲ推知スルヲ得ヘキカ故ニ、一時巧ミニ警察ノ目ヲ掠ムルヲ得ヘキヲ以テナリ(例ヘハ道路取締規則ニ対シ、違犯スル所アルモ、巡行巡查ノ巡察シ来ル時ノミ、巧ミニ之ヲ遵奉スルカ如キ状ヲ裝フ者)。故ニ、若シ此弊ナカラシメント欲セハ、宜シク時々巡行発程ノ時間ヲ改メ、且ツ其巡回スヘキ道路ヲモ變換スヘシ。其発程ノ時間ヲ變更スルカ如キハ、殊ニ夏期、長日ノ時節ニ於テ、容易ニ之ヲ為スヲ得ヘシ。

巡查在勤所ニ於テハ、執務簿ヲ作り置き、巡行事務ノ執行ニ関スルコト、即チ発程及ヒ帰着ノ時刻並ニ巡行中ニ生シタル要件等ヲ以テ、之ニ記載セリ。但シ其見聞事件ニ関スル特別ノ報告ニ就テハ、別ニ之ヲ報告簿ノ中ニ掲載セリ。

予ノ所見ニ拠レハ、執務簿及ヒ報告簿ハ、之ヲ合シテ一冊トナシ、且ツ其記載ノ方法ハ、一日毎ニ各々特別ノ部分ヲ設ケ、若クハ特別ノ紙葉ヲ定メ、以テ其日ノ巡行ヲナスノ前ニ於テ、発程時刻及ヒ巡行スヘキ道路ヲ、記載スヘシ。帰着ノ後、尚ホ其時刻、見聞事件若クハ其前ニ記シタル道路ノ變換等ヲ記入スヘシ。

予ハ尚ホ多クノ場合ニ於テ、執務簿及ヒ日記簿ノ明瞭ヲ欠キ、且ツ概覽ニ便ナラサルモノアルヲ目撃セリ。蓋シ是等ノモノニ在テハ、各官吏ノ職務ヲ錯雜シテ記入スルカ故ニ、何人カ現ニ如何

ナル職務ニ従事シ居ルヤハ、容易ニ之ヲ視察スルコト能ハサルナリ。其他、又往往発程及ヒ帰着ノ時刻ヲ記入セサルモノアルヲ以テ、到底一目シテ当該官吏カ、日々如何ナル事務ヲ執行シ居ルヤヲ概見スルニ由ナキナリ。

其他警察署及ヒ分署部内ノ在勤所ニ在テ、往々一部共同ノ全官吏ニ関スル執務簿ヲ備ヘ置クニアラスシテ、一官吏ニ付キ、各々其特別ノ執務簿ヲ作テ用ヒシムルモノアルヲ見ル。而シテ其簿冊ハ、往々之ヲ私宅ニ備ヒ置クモノアリト云フ。

鄙見ニ依レハ、若シ此簿冊ヲ以テ、執行シタル事務ノ視察ヲ行フノ用ニ供セントナラハ、宜シク之ヲ巡査在勤所ノ事務室ニ保存セシメサルヘカラス。且ツ斯ノ如キ場合ニ於テハ、一部共同ノ全官吏ニ関スル簿冊ヲ作り、其紙葉ノ一片ニハ、事務ヲ記シ、他片ハ之ヲ以テ当該官吏ノ報告ヲ載スルノ用ニ供セシムルヲ以テ、其当ヲ得タルモノナリト信ス。

執務簿ハ、各官吏ノ氏名ノ下ニ、其二十四時間内ノ事務ヲ掲載セシムヘシ(此場合ニ於テハ、午前八時ヨリ翌日ノ午前八時ニ至ル迄ノ間ヲ一日トス。即チ点検ニ始リ点検ニ終ル)。而シテ若シ出来得ヘクハ、之ヲ昼夜ノ二部分ニ區別スヘシ。

当番官吏ノ終末ニ於テ、尚ホ非番官吏ノ氏名ヲ掲ケ、其非番ノ時間ヲモ併記スヘシ。其他病氣若クハ賜暇ノ官吏ノ氏名ヲモ掲載シ、併セテ其病氣若クハ賜暇ノ日數ヲモ表明スヘシ。

斯ノ如クストキハ、即チ一目シテ各官吏ノ当番若クハ非番ヲ視察スルヲ得ヘシ。然ルニ、若シ彼ノ各官吏ノ事務及ヒ其時間ヲ

錯雑交互シテ記入スル所ノ帳簿ノ如クナランニハ、奮タニ執行シタル事務ヲ概見シ能ハサルノミナラス、終ニハ如何ナル事務ヲ執行シタルヤヲ瞭明スル能ハサルニ至ルヘキナリ。

今左ニ警察署備付簿ノ雛形ヲ示ス。

職務上ノ報告ヲナスコトニ関シ、予ハ此ニ一言セサルヘカラサルモノアリ。他ナシ、職務上ノ報告ハ、真ニ職務ニ関スル事項ノ報告ナルヲ要スヘシト云フコト、即チ是レナリ。予カ此ニ斯言ヲ発スル所以ノモノハ、或場合ニ於テ、巡査カ其報告簿ニ記スルニ、其非番ノ際、小学校ノ試験ニ陪席シテ学校児童ノ進歩ノ成績ヲ以テシタルカ如キモノヲ、目撃シタレハナリ。

若シ特別ノ理由アラサル以上ハ、巡査ハ非番ノ際ニ於テ、学校ノ試験等ニ陪席スルトモ更ラニ差支ヘアラサルコトハ固ヨリ論ヲ俟タス。然レトモ、其試験ノ成績ノ如キハ、豈ニ敢テ職務上ノ報告トシテ記載スルヲ要スヘキモノナランヤ。学校ヲ視察スルカ如キハ、決シテ巡査ノ職務トスル所ニアラサルナリ。畢竟、警察ノ関スヘカラサルコトニ關係ヲナスカ如キハ、適々以テ警察署ト戸長役場トノ間ニ於ケル親密ナル關係ヲ傷害シ、之カ為メニ、県治ヲ妨ケ、公衆ノ安寧ヲ害スルニ至ルヲ憂慮セサルヘカラス。

斯ク言フト雖トモ、敢テ之カ為メニ巡査ハ、前述ノ如キ場合ニ於テ、一ノ判断ヲ下ス能ハスト言フニ非ス。唯々之ヲ為スニ當テ、職務上ノ所為(報告簿ニ記スルカ如キ)ニ出ルナクンハ、則チ可ナリ。蓋シ職務上ノ委托ヲ受ケテ職權外ノ事項ニ、干渉スルモノ、如キノ嫌ヒナカラシメンカ為メノミ。

二十一年一月六日

佐貫警察署

本署ノ職員ハ警部一名巡查七名雇一名小使一名ナリ

勤	間	務	間	氏名
夜	十時ヨリ十二時マテ第四区ヲ監督ス	八時ヨリ八時三十分迄訓示ヲナス 十二時ヨリ六時マテ第四及第二区ヲ監督ス	署長 佐藤某	巡查 上田某
非番	午前八時ヨリ午後七時マテ内勤	午前八時ヨリ午後七時マテ内勤	雇 吉田某	巡查 探偵巡查 米田某
夜十時ヨリ朝八時迄署内ニアリ	午前八時ヨリ午後七時マテ内勤 午前十時ヨリ午後七時マテ香取山及ヒ舟方ニ於テ窃盗事件ノ取調ヲナス	八時ヨリ八時半マテ訓示 八時ヨリ十二時半マテ休息 八時ヨリ十八時半マテ休息 八時ヨリ二十時半マテ休息	巡查 監督巡查 岡田某	巡查 加藤某
夜十時ヨリ二時迄休息 二時ヨリ六時マテ第二巡行区監督 六時ヨリ八時マテ休息	八時ヨリ八時半マテ訓示 八時半ヨリ十二時半マテ第四区巡行 十二時ヨリ三時マテ休息 三時ヨリ七時マテ第四区巡行 七時ヨリ十時半マテ休息	八時半ヨリ八時半マテ訓示 八時半ヨリ十二時半マテ休息 十二時ヨリ四時マテ第二区巡行 四時ヨリ七時マテ休息 七時ヨリ十時半マテ第二区巡行	巡查 榎尾某	巡查 飯田某
十時ヨリ二時マテ休息 二時ヨリ六時マテ第二区巡行 六時ヨリ八時マテ休息	八時ヨリ八時半マテ訓示 八時半ヨリ十二時半マテ休息 十二時ヨリ四時マテ第二区巡行 四時ヨリ七時マテ休息 七時ヨリ十時半マテ第二区巡行	八時ヨリ八時半マテ訓示 八時半ヨリ十二時半マテ休息 十二時ヨリ四時マテ第二区巡行 四時ヨリ七時マテ休息 七時ヨリ十時半マテ第二区巡行	巡查 沼田某	巡查 沼田某
非	一月四日	以来病氣欠勤		

警テ予ノ巡回シタル諸県ノ外勤事務ノ成績ヲ以テ、之ヲ千葉県ノ外勤事務ノ成績ニ比スルトキハ、其間ニ非常ノ異同アリテ存スルモアルヲ見ル。予ノ曾テ巡回シタル諸県ニ於テハ、或ハ毎日僅ニ一回ノ巡回ヲ受クルノ地方アリ。多クハ月次、僅ニ三回ニ止マリ、最惠ヲ受クルノ場合ニ於テモ、僅ニ十回ノ巡回ヲ受クルニ過キササルナリ。然ルニ千葉県ニ於テハ、何レノ地方ニ在テモ、毎月少クトモ十五回ノ巡回ヲ受ケサルハナク、多クノ場合ニ於テハ、殆ント毎日、一回ノ多キニ至レリ。其差異モ亦タ著シカラスヤ、如何ニシテ千葉県ニ於テハ斯ノ如ク良好ノ成績ヲ収ムルヲ得シカ。

本県ニ於テ施行スル所ノ事務配分法、其宜シキヲ得タルニ由ルコト、固ヨリ疑フヘカラサルナリ。然レトモ亦タ、百十九ヶ所ノ巡查在勤所ヲ置キ、以テ巡回区ヲ狭メ且ツ大ニ巡行線路ヲ縮メシコト、与テ力アリト謂フヘン(巡回線路ハ、多クハ六時間乃至九時間ヲ以テ、之ヲ巡了スルヲ得ヘシ。故ニ巡查ヲシテ毎日一回ノ巡回ヲナサシムルモ、左迄ノ勞苦ヲ感セシムルニ及ハサルナリ)。而シテ彼ノ無

ヘーン警察大尉「千葉県巡回復命書」

用ノ見張所若クハ交番所ノ如キハ、凡テ之ヲ廃シタルカ如キ等モ、亦タ多少其原因ヲナスモノナルヘシ。鄙見ヲ以テ之ヲ見レハ、若シ出来得ヘクハ、二人以上ノ巡查在勤所ハ、更ニ之ヲ分割シテ、一人詰メ、巡查在勤所トナスニ至ラハ、尚ホ一層、良好ノ成績ヲ見ルヲ得、ヘシト信ス。巡回線路ハ、巡回区ノ端所(聯合巡回区ノ場合ニ於ケルカ如ク)ヨリ巡回スルモノニ比スレハ、其中央点ヨリ巡回スルモノヲ以テ、著ルシク短縮ヲ致スモノタルヲ了知セサルヘカラス。蓋シ二人若クハ三人以上ノ巡查ヲ、一ヶ所ニ置キ、其巡回区ヲ以テ、之ヲ一ノ交番所ニ聯合スルノ必要ナル場合アルヘキハ、固ヨリ論ヲ俟タス。然レトモ、斯、ル必要ハ、寧ロ稀有ニシテ、之ヲ例外視スルモ可ナリ。例ヘハ人口稠密ナル土地、屢々重罪犯ノ生出スル土地、政治上ノ陰謀ヲ企ルモノアルノ恐れアル土地、若クハ屢々罪人ノ押送ヲナス土地等ニ於テハ、必ス、多数ノ巡查ヲ一ヶ所ニ集メ、其巡回区ヲ以テ、此ニ之ヲ聯合セシムヘキナリ。但シ此場合ニ於テモ、亦タ受持区ヲシテ、兼テ巡回区タラシメ、以テ巡查ヲシテ其土地及ヒ人物ノ実況ヲ詳悉スルヲ得セシムルノ便トナスヲ要ス。

此事ノ如何ニ利益アルヤハ、予之ヲ船橋ヨリ或村落地方ニ試ミタル夜間ノ巡回ニ拠テ、充分視察スルヲ得タリ。即チ此巡回ヲナスニ當リ、予輩ヲ導キシ所ノ一人ノ官吏ハ、其就任ノ日尚ホ浅キニモ拘ハラス(二十年五月就任)、其既ニ土地ノ情況ヲ詳悉シ得タルコトハ、実ニ予輩ヲシテ一驚ヲ喫セシムル程ニテアリキ。即チ夜ノ七時ヨリ十時ニ至ル迄、崩壊セル道路及ヒ狹隘ナル田畦ニ

導キテ、予輩ヲシテ、毫モ危険ヲ感セシムル所アラス。土地ノ情況ヲ詳知スルモノニ非スンハ、何ソ能ク此ニ至ルヲ得ンヤ。予輩ハ此巡回ニ際シ、行ク々ハヶ所ノ巡回票置場アルニ逢ヘリ。這ハ蓋シ巡回官吏ヲシテ、勢ヒ遠隔セル土地ヲモ巡回セサルヲ得サラシムル所ノ方法ニシテ、若シ之ナクンハ、或ハ遠隔セル土地ヲシテ、巡回ノ恵ニ与ルヲ得サラシムルカ如キコトナキヲ保スヘカラス。蓋シ亦タ其宜シキヲ得タルノ方法ナリト謂フヘシ。

同一ノ官吏ニシテ、常ニ同一ノ地方ヲ巡回スルニ非スンハ、何ニ由テ能ク土地ノ情況ヲ詳悉スルコトノ斯ノ如クナルヲ得ンヤ。蓋シ一定ノ巡回区ヲ巡回シテ得ル所ノ利益ハ、其情況ヲ詳悉セサル土地ヲ巡回シテ得ル所ヨリ、遙ニ多カルヘキハ、固ヨリ論ヲ俟タス。且ツ委任セラレタル土地ニ就テハ、常ニ其狀況、平和及ヒ保安ニ対シテ責任ヲ有スルカ故ニ、此ヲ以テ、或ハ重キヲ当局者ニ責ムルヲ得ヘク、当局者モ亦タ自ら進ンテ、常ニ大ニ注意スル所アルヘシ。然ルニ若シ常ニ其人ヲ變更スルトキハ、終ニ此冀望ヲ達シ得ヘカラサルヤ明了ナリ。故ニ、巡回事務所ニ就キ、予ノ嘗テ巡回シタル諸県ヲ以テ、之ヲ千葉県ニ比スルニ其成績ノ良否ハ、實ニ霄壤ノミニ非サルナリ。嘗テ復命書ニモ陳述シタルカ如ク、彼ノ同一ノ地方ヲ巡回スルハ、一年間ニ於テ、僅ニ三回若クハ四回ニ過キササルカ如キモノニシテ、焉ソ能ク其地方ノ情況ヲ詳悉スルコトヲ得ヘケンヤ。是ヲ以テ之ヲ見レハ、二者ノ間ニ於テ、顯著ノ差異アルハ敢テ深ク怪ムニハ足ラサルナリ。

数名ノ巡查ヲ置ク所ノ交番所ニ於テハ其一人ヲ以テ指揮官トナ

ス、ヘシ。蓋シ指揮官ヲ定ムルコトハ、何レノ場合ニ論ナク、数名ノ官吏共ニ其職務ニ従事シ、且ツ別ニ長官ヲ設ケサル時ニ於テハ、凡ヘテ其必要ヲ感スルモノトス。故ニ巡查在勤所ニ於テモ、亦タ豫メ指揮官ヲ設ケ、以テ何等、臨時ニ共同ヲ要スル事務ノ生出スル場合ニ備ヘ、且ツ終リニ其共同事務ヲ執行スルニ当テ、一人ヲシテ其執行ノ責ニ任セシムルヲ得ルノ便ニ供スル所アルヘキナリ。其他数名ノ巡查ヲ置ク所ノ巡查在勤所ニ在テハ、其数名ノ巡查ヲシテ、同時ニ巡行事務ニ従事シ、若クハ同時ニ所内ニ滞在セシムルカ如キコトアルヘカラス。宜シク常ニ一名ハ、外ニ在テ巡行ヲナシ、一名ハ内ニ在テ滞留ヲナシ、其滞留シタル者ハ、巡行者ノ帰着スルヲ俟テ、始メテ巡行ニ出ルカ如ク、交番、以テ事ニ従事セシムルカ如キ方法ヲ取ルヘキナリ。凡ソ官吏ノ従事スヘキ職務ハ、先ツ当初ニ於テ其大要ヲ定メ、詳細ノ事ニ就テハ、総テ其官吏ノ為ス所ニ一任スヘシ。故ニ此点ヨリ見ルモ、二名若クハ数名ノ巡查ヲ置ク所ニ於テハ、一名ノ指揮官ヲ設ケテ其命令ヲ施行セシメ、且ツ巡查在勤所ニ関スル凡テノ事件ニ就テ、責任ヲ負ハシムルヲ要スルコト明ナリ。

其他、又巡查在勤所ノ官吏ヲシテ、些少ニシテ而カモ一時ノ事タルニ過キササルカ如キ疑ヒモナキ事件ニ就テハ、之ニ對シテ免許ヲ与フルノ權ヲ有セシムルコト必要ナリ。例ヘハ一時、道路ヲ私用ニ供セント欲スルカ如キ場合、即チ是ナリ。但シ毎月末ニ於テ此種ノ願出ニ関シ、在勤所ノ独断ヲ以テ免許ヲ与ヘタルモノヲ取纏メテ、之ヲ報告セシメ、以テ警察署長又ハ分署長ヲシテ其付与

シタル職權ノ範圍ヲ超越セザリシヤ否ヤヲ檢察スルヲ得セシムヘシ。尤モ毎月必スシモ、規則正シク之カ報告ヲナスニモ及ハサルヘキ歟。何トナレハ、之カ為メニ、無用ノ通送料ヲ費ヤスノ恐れアレハナリ。

監督

千葉県ニ於テハ、巡行及ヒ巡查在勤所ノ監督ハ、多クハ巡查ヲシテ之ヲ掌ラシム。而シテ一般ニ平均警察署ニ三人及ヒ分署ニ二人ノ割合ヲ以テ、之ヲ監督巡查トシテ定メ置ケリ。

署長ハ、毎月平均僅ニ一回宛、此監督ヲ執行セリ。而シテ其之ヲ執行スルヤ、多クハ在勤所内ニ於テシ、其実際ノ巡行事務ヲ監督スル場合ハ、甚タ稀レナリトス。其他警部又ハ警部補ノ執行スル監督ノ如キモ、亦タ然リ。

監督ハ、巡行事務ノ執行ヲ奨励スルノ偉効アリ。且ツ兼テ實地ノ見聞ニ由テ、管区内ノ実況ヲ審明スルヲ得ルノ利益アルニモ拘ハラズ、署長等自ラ之ヲ執行スルノ場合ハ、一般ニ甚タ寡ナルモノ、如シ。實ハ斯ノ如キ事務ハ、寧ロ自ラ好テモ、之ヲ為サルヘカサルモノナリ。何トナレハ、之カ為メニ却テ大ニ心身ノ健康ヲ、補益スル所アルヘキヲ以テナリ。然而シテ、監督ヲ執行スルコト、斯ノ如ク其レ尠キ所以ノモノハ、豈ニ特別ノ理由ナクシテ可ナランヤ。予ノ推測スル所ニ依テ、之ヲ見ルニ、蓋シ在勤所々在地ノ遠隔セルモノアルコト、即チ之カ原因タラサルハナシ。果シテ然ラハ、署長ノ監督ハ、何ソ必ラスシモ其管区ノ全巡查在勤所及ヒ全巡行線路ニ普及スルヲ要センヤ。熟練ナル署長ハ、其

監督ヲナス時ニ於テ、兼テ他ノ事務（緊要事件ノ取調若クハ監察）ヲモ執行シ、且ツ一日ヨリ長カラサル時間ニ於テ、能ク之ヲ終了スルヲ得ヘシ。而シテ其不在中ハ、若シ警察署長ナラハ、警部若クハ警部補ヲシテ代理セシメ、分署長ナラハ、其署内、上席ノ官吏ヲシテ代理セシムルヲ得ヘシ。

人民ヲシテ署長ニ面接スルノ機会ヲ得セシメントナラハ、宜シク署長ノ応接時間若クハ応接日ヲ定メテ之ヲ告知シ、且ツ其日若クハ時間中ハ、必ラス署内ニ在テ人民ノ応接ヲ受クルヲ要ス。

仮リニ署長ニ於テハ、屢々監督ヲ執行スル能ハサル特別ノ理由アリトスルモ、其署長ニ從属スル所ノ警部等ニ於テモ、亦タ稀有ニアラサレハ、監督ヲ為ス能ハサルノ理由アリトハ信スルコト能ハサルナリ。何ヲ以テ、果シテ是等ノ官吏ヲシテ、巡行巡查ノ職務ノ実況ヲ、視察監督セシムル能ハストスルヤ、鄙見ニ拠レハ、署長ハ一般ニ其從属スル所ノ警部等ヲ待ツコト甚タ寛ニ失シ、且ツ其取所ノ事務ハ、一ニ警部等ノ所好ニ由テ、之ヲ独定セシムルカ如キハ、蓋シ斯ノ如キ結果（即チ警部ノ監督ヲ為サ、ル）ヲ生出スルニ至リタルノ原因トシテ、見ルヘキナリ。凡ソ規制ノ完全ヲ得タルモノニ在テハ、何レノ場合ニ論ナク、凡テ官吏（官等ノ高卑ニ論ナク）ノ全力ヲ尽シテ事ニ従フヘキ管ナルニ、其レ斯ノ如ク個々ノ運動ヲナスカ如キハ、以テ規制ノ宜シキヲ得タルモノナリト、謂フヘカラサルナリ。予ノ所見ヲ以テスレハ、現今ノ監督者（其數ハ多キニ失スルモノ、如シ）ノ員數ヲ減シ之ヲ補充スルニ、時々警部等ヲシテ監督ヲ執行セシムルヲ要ス。

監督者カ現ニ監督ヲ執行スル所ヲ見ルニ、其度數ハ、寧ロ少キニ失スルモノ、如シ。予ハ屢々毎月僅カニ五回ツ、監督者ヲ派出スルモノアルヲ見タリ。而シテ其監督ヲ為ス所ノ日數ハ二日間ニシテ、執行後、一日ヲ以テ其休息ニ充ツ。故ニ監督者ハ僅ニ其服務時間ノ半数ヲ以テ、之ヲ監督事務ニ供スルノ割合ナリ。即チ毎月都合十五日（五回ニ二日ヲ乗シ十日、之ニ加フルニ五回ニ一日ノ休息ヲ以テス）ヲ以テ、之ニ充ルモノトス。而シテ予ノ聞ク所ニ依レハ、監督者ハ其監督事務ヲ執行セサル場合ニ於テハ、警察署若クハ其事務所ニ在テ執務セシムルト云フ。蓋シ警察署所在ノ地ハ、之ヲ警察署若クハ分署部内ノ他ノ地方ニ比スレハ、巡行及ヒ監督等ニ就テハ、既ニ一層多クノ恩恵ニ浴スルモノト謂ハサルヲ得ス。況ンヤ其事務所ニ於テハ、前ニモ記シタルカ如ク、常ニ多數ノ官吏ノ在勤スルニ於テヤヤ（少クトモ警察署ニ於テハ）。監督巡查ハ、果シテ一ヶ月五回以上ノ監督ヲ執行スル能ハサルカ。請フ左ニ疑問ヲ判定セン。

予ハ監督巡查ハ、断シテ一ヶ月五回以上ノ監督ヲ執行シ得ヘシト信ス。何トナレハ、既ニ受持巡查ニ対シテハ、殆ソト毎日一回、其受持区内ヲ巡行セシメ、實際マタ能ク其責務ヲ尽シ得ルニ非スヤ。然ルニ何ヲ以テカ、独リ監督者ニ対シテハ、其監督ノ度數ヲ増加シ能ハサルヤ、一ヶ月、少クトモ二十日以上ノ監督ヲ執行セシメ能ハサルヘシトノ理由アリトモ思ハレサルナリ。仮リニ毎月、二十日間ヲ以テ、監督事務ノ執行ニ充テシムルトスレハ、其度數ハ二十回ニシテ、而カモ、残余ノ十日間ヲ以テ休息日トナスヲ得

ヘキナリ。且ツ鄙見ニ拠テ之ヲ見レハ、警部若クハ警部補ヲ以テ監督事務ニ使用シ、且ツ現在ノ監督者ヲ使用スルノ方法、其宜シキヲ得ハ、著ルシク監督者ノ員數ヲ減却シ得ヘシト信ス。而シテ其減却シ得タル所ノ員數ヲ以テ、受持巡查若クハ巡行巡查ノ員數ヲ増加シ、以テ受持区ヲ狭メ、且ツ巡行線路ヲ縮ムルヲ得ヘキナリ。要スルニ力ヲ分テ事ヲ執ラシムルハ、決シテ策ノ宜シキヲ得タルモノニ非ス。故ニ監督事務ノ如キモ、亦タ千葉縣ノ如ク多數ノ官吏ヲ用テ、之ニ從事セシムルコトナク、成ルヘク其唯一統合ニ出ルヲ期スヘキナリ。

監督ノ効ハ、其數ノ多少ニハ関セスシテ、其方法ノ良否ニ係ルコト甚タ大ナリ。彼ノ単ニ成ルヘク多ク監督簿ニ捺印スルノ目的ヲ以テ、執行シタル儀式上ノ監督ノ如キハ、畜タニ監督ノ実用ヲナサ、ルノミナラス、適々以テ弊害ヲ惹起スルニ至ルヲ恐れサルヘカラス。予ハ此ニ復タ言フ所アラント欲ス。曰ク監督ヲ執行セシムルニ當テハ、當局者ヲシテ成ルヘク親シク自ラ其實際ニ就テ、監督セシムルヲ以テ主眼トスヘシト。然レトモ予ハ、敢テ之カ為メニ、現ニ千葉縣ニ於テ施行スル所ノ監督簿ヲ以テ、無用ナリト云フニハアラス。徒タニ之ヲ言ハサルノミナラス、若シ之ヲ用ルノ方法ニシテ、其宜シキヲ得タランニハ（現ニ本縣ニ於テ目撃シタルカ如ク）、為メニ巡查ヲシテ、余儀ナク巡行区内ノ遠隔セル地方（若シ監督簿ノ設ケナキトキハ、自然、或ハ巡行ヲ為サ、ルノ恐れアル）ニ迄、普ネク巡廻セシムルノ効アリ。故ニ予ハ、現ニ千葉縣ニ於テ二ヶ所ノ警察署ニ於テ実行スルカ如キノ方法ヲ

ヘーン警察大尉 千葉縣巡回復命書

以テ、常ニ監督簿ノ良否如何ヲ監察シ、監督ヲシテ有名無実ノ監督タラシムルナキヲ望ム。

巡查在勤所ノ監督ハ如何ナル方法ヲ以テ之ヲ執行スヘキヤハ、予ハ昨年九月ノ復命書ニ於テ之ヲ詳述セリ。

探偵巡查

千葉縣ノ警察署ニ於テモ、平均二名充テノ巡查ヲ以テ、之ヲ探偵巡查トシテ使用スルモノアルヲ見ル。鄙見ニ依レハ、斯ク常ニ多數ノ探偵巡查ヲ置クノ必要ナキモノ、如シ。通常ノ探偵事務ハ、在勤所ノ巡查若クハ受持巡查ヲシテ、充分能ク之ヲ取扱ハシムルヲ得ヘク、其特別ノ探偵巡查ヲ必要トスルハ、唯タ政治警察ノ目的ニ出ツルカ、又ハ重罪若クハ重キ輕罪ヲ探偵スルノ場合ニ限ルコトナルヘシ。予ハ二三ノ警察署ニ於テ、在勤所巡查ノ呈出シタル探偵事件ノ報告書ヲ一見セシニ、其取調ノ詳密ナル、恐ラクハ探偵專務ノ巡查ト雖モ、之ニ優ル取調ヲ為スコト能ハサルヘシト思ハレタリ。然ルモノアルニモ拘ハラズ、何故ニ彼ノ常ニ受持区内ニ於テ服務スル所ノ巡查ニ、探偵事務ヲ取扱ハシムルハ不都合ナリト言フカ、何故ニ彼ノ寧口土地ノ情況等ニ曉通セサル所ノ者ニ探偵事務ヲ執ラシムルヲ得ルモ、獨リ此受持区ノ巡查ヲ信任スル能ハスト言フカ、予ヲ以テ之ヲ見レハ、寧口在勤所ノ巡查若クハ受持巡查ヲ信任シテ、探偵事務ニ從事セシムルヲ以テ、策ノ得タルモノト信ス。故ニ宜シク輕易ノ探偵事務ハ、凡ヘテ在勤所ノ巡查若クハ受持巡查ヲシテ担任セシメ、之ニ拠テ探偵巡查ノ現數ヲ減ジ、其減シ得タル所ノモノヲ以テ、外勤巡查ノ員數ヲ増加シ、且ツ巡

行区ヲ狭縮シテ、一層、警察ノ実効ヲ挙クルコトヲ期スヘキナリ。

分署ニ於テハ、別ニ探偵巡查ヲ備フルコトナク、其事務ハ署長及ヒ巡行官吏ニ於テ之ヲ執行セリ。

貸座敷

予ハ二三ノ警察管区内ニ於テ、公然タル貸座敷ノ設ケアルモノヲ目撃セリ。貸座敷ノ存立ヲ必要トスルヤ否ヤニ就テハ、奮タニ有識者ノ見解ヲ一致セサルノミナラス、各地方庁ノ所見モ亦タ区々一定ナル能ハサルカ故ニ、予ハ復タ爰ニ之ヲ陳述スルヲ欲セサルナリ。然レトモ或ル一点ニ就テハ、彼我ノ別ナク、渾テ尽ク一致セサルヘカラサルモノアリト信ス。或ル一点トハ何ソヤ、曰ク妓楼ノ存立ヲ以テ社会ノ避クヘカラサル害悪ト認メ、唯タ黙許ニ付スルモ、決シテ之ヲ公許スルコトナク、且ツ成ルヘク之ヲシテ、一般ノ徳義ヲ紊リ、人智ノ発達ヲ害セサラシムル所ノ方法ヲ以テ、充分ニ取締ヲナスヘシト云フコト、即チ是レナリ。故ニ貸座敷ニ對シテハ、種々ノ制限ヲ設ケテ、之ヲ管束セサルヘカラス。

第一、妓楼ハ必要ノ範圍ヲ超テ、之ヲ設立スルヲ許サス。

第二、妓楼ノ位置ニ就テハ、成ルヘク之カ為メニ公ノ風儀及ヒ幼者ノ教育ニ影響ヲ及サ、ラシムル所ノ規則ヲ設ケ、且ツ之ヲ実行スヘシ。

其他、楼主ヲシテ、漫リニ不潔ノ小女ヲ使用シテ、營業ヲナシ、若クハ其意思ニ反シテ強テ妓楼ニ抑留スルカ如キコトナカラシムルヲ要ス。且ツ又、嚴重ニ娼妓ノ健康ヲ保護シ、以テ堅ク伝染病ノ蔓延ヲ防遏スルノ方法ヲ施スヘシ。右第一及ヒ第二ノ兩点ニ就

テハ、何レノ地方ニ於テモ、殆ント渾テ之ヲ輕々ニ付スルモノ、如シ。請フ左ニ其実例ヲ挙テ之ヲ示サン。

船橋駅ニ於テハ、妓楼十二軒、娼妓八十五人アリ。而シテ其人口ハ、一万二千人ナリトス。且ツ妓楼ノ位置ハ、本道ニ接シテ之ヲ設クルカ故ニ、往来ヨリ一目シテ娼妓ノ在ル所ヲ觀望スルヲ得ヘシ。

斯ク多数ノ妓楼及ヒ娼妓アル所以ノモノハ、其独リ駅民ノ必要ニ応スルカ為メノミニ非サルハ、固ヨリ疑ヲ容レサル所ナリトス。盖シ船橋駅ハ、東京及ヒ成田ノ中間ニ位シ、成田ニ參詣スル所ノ東京人ハ、多クハ船橋ヲ以テ、其宿泊ノ地トナセリ。是ヲ以テ当地、妓楼ノ目的トスル所ハ、成ルヘク多クノ參詣者ヲ釣テ、其財囊ヲ傾ケシメント欲スルニアリ。其目的トスル所、既ニ此ニアルカ故ニ、其位置ノ如キモ、亦タ勢ヒ之ヲ本街道ニ近接シ、往来ノ參詣者ヲシテ垂涎去ル能ハサラシムルノ策ニ出テサルヲ得サルナリ。

試ミニ問フ、警察官署ハ妓楼ニ對シテ、果シテ適當ノ制限ヲ設ケテ、之ヲ管束スルヤ否ヤ、予ハ此問題ニ答フルニ、否ノ一言ヲ以テセサルヲ得サルナリ。

第一、妓楼ヲ以テ參詣者ノ抑留所トナスカ如キハ、最モ不徳義ノ目的ニ出ルモノナリト断言セサルヲ得ス。彼ノ外ニハ、殊勝ノ仮面ヲ被ムリ、内ニハ言フヘカラサル不潔ノ快樂ヲ逞ニスル所ノ者、之ヲ以テ果シテ精神ノ誠意ニ出テ、參詣ヲナスモノト謂フヲ得ヘキヤ、濱神モ亦タ甚シカラスヤ。

楼主ノ參詣者ヲ以テ、主タル華客トナシ、之ニ由テ重ニ其利益

ヲ得ント欲スルノ目的ナルコトハ、妓樓ヲ街道ニ接シテ設立シ、且ツ娼妓ヲ陳列シテ、往來ヨリ之ヲ觀望スルヲ得セシムルノ方法ニ出ル等ヲ以テ見ルモ、極メテ明瞭ニシテ、亦タ疑フヘカラスナリ。彼ノ往來人ノ目ニ触レサラシムルノ目的ヲ以テ設ケシ所ノ店前ノ障礙ノ如キハ、寧ロ却テ往來人ヲシテ娼妓ニ注目セシムルノ用ニ供スルモノト謂ハサルヲ得ス。

信神ノ誠意ニ出ル所ノ參詣者ト雖モ、其妓樓ノ店前ヲ通過スルカ為メニ、終ニハ非常ニ德義ノ感情ヲ傷害セラル、コトナキヲ保スヘカラス。故ニ妓樓ハ、斷シテ本道ヨリ隔リタル位置ニ設立セシメサルヘカラス。

又妓樓ハ、幼年者ノ屢々往來セサル位置ヲ択テ、設立セシムルヲ要ス。彼ノ未タ弁別ナキ童男童女ヲシテ、若シ一タヒ妓樓ノ店前ヲ通過シテ、粉裝ヲ擬ラシタル娼妓ヲ瞥見シ、且ツ參詣者ノ垂涎シテ其前ニ佇立スルノ情景ヲ觀望セシメハ、果シテ如何ナル感情ヲ惹起セシムルニ至ルヘキヤ。豈ニ信神及ヒ道義ノ感情モ、忽チ之カ為メニ冷却シ、終ニ此童男童女中ヨリ再ヒ彼ノ賤ムヘキ娼妓及ヒ醜行ヲ恣ニスル所ノ成丁ヲ出スコトナキヲ得ンヤ。古諺ニ云ハスヤ、惡例ハ善良ナル習慣ヲ腐壞スト、^(まま)甘ヒアル哉此言ヤ。

縦令ヒ、尽ク妓樓ヨリ生スル所ノ凡テノ弊害ヲ滅却スル能ハサルモ、成ルヘクタケ之ヲ制圧シ、且ツ之カ為メニ宗教ヲ紊リ、行狀ヲ破リ、風儀ヲ毀傷スルニ至ラサラシムル所ノ方法ヲ設テ、充分之カ取締ヲ施ス所ナカルヘカラス。

警察ノ職トスル所ハ、独リ有形ノ財産ニ対スル強窃盜ヲ防制鎮

圧スルノミニ在テ存スルノミナラス、人類ノ無形ノ財産ヲ掠奪スルカ如キモ、亦其力ノ及フ限りハ、充分ニ之ヲ防遏セサルヘカラス。無形ノ財産トハ何ソ、宗教及ヒ善良ナル習慣、則チ是レナリ。

故ニ、若シ妓樓ノ存立ヲ以テ必要止ム能ハサルモノト認ムルトキハ、独リ遠隔シタル寂寞ノ地ニ設立スルヲ默許シ、且ツ屋外人ヲシテ娼妓ヲ觀望セシムルノ方法ヲ嚴禁スヘシ。此制禁ハ、別ニ故障ナク直チニ之ヲ実行スルヲ得ヘシ。然レトモ、其位置ヲ僻遠ノ地ニ転セシムルコトハ、之カ為メ其他ノ營業者ニモ影響ヲ及ホスコト鮮カラサルカ故ニ、宜シク徐々ニ之ヲ施行スヘシ。鄙見ニ依レハ、樓主ノ變更アリタルトキ、若クハ予定ノ期限ノ經過スルヲ俟テ、之ヲ施行スヘシ。

若シ愈々此規則ヲ施行スルニ至ラハ、必スヤ多数ノ不平者ヲ生出スルニ至ルヘキハ固ヨリ論ヲ俟タスシテ明ナリ。蓋シ此不平者ノ如キハ、唯タ射利ニ急ニシテ、宗教道德ノ如キハ固ヨリ之ヲ顧ミルニ違マアラサル所ノモノナリ。故ニタトヒ幾多ノ不平者ヲ生出スルモ、警察ハ其權利及ヒ義務ヲ斷行スルニ於テ、毫モ躊躇スル処アルヘカラサルナリ。

街路

予ノ經過シタル所ノ道路ハ、少数ノ取除ケノ外ハ、殆ント皆非難スル所ナシト謂フヲ得ヘシ。殊ニ海岸ニ沿フタル道路ニ付テ、其最モ然ルヲ見ル。隧道其他、運輸交通ヲ便ナラシムルカ為メニ、特ニ設置スル所ノモノ、如キハ、渾テ県庁ニ於テ、能ク道路ニ注意ヲナスノ徵証トシテ之ヲ見ルヘキナリ。

若シ尚ホ進シテ此注意ヲ支路ニ及シ、殊ニ其道路ヲ直通スルニ至ルトキハ、之カ為メニ一層、運輸ノ便ヲ加ヘ、終ニ全国ヲシテ彼我、交通ノ福利ニ浴セシムルヲ得ヘキナリ。

道路ノ直通ニ関シ、予ノ觀察スル所ヲ以テ之ヲ見レハ、殊ニ千葉ノ市街ニ於テ、其政策ノ凶案ヲ確定シ、千葉ヲシテ他日、道路ノ模範タルニ至ラシムルヲ要スヘント信ス。蓋シ千葉ノ市街ハ、近時著ルシク其境域ヲ拡充スルニ至リタリト雖トモ、其街路ハ、大概皆不規則ナラサルハナク、為メニ交通警察ノ不利ヲ來タシ、且ツ其他ノ關係ニ就テモ、少カラサル悪影響ヲ及ホスヘキハ、固ヨリ論ヲ俟タサルナリ。

結論

千葉県ヲ以テ、之ヲ予ノ嘗テ巡回シタル諸県ニ比スルニ、其警察官吏ノ配置及ヒ使用ノ点ニ関シテ最も顯著ノ進歩アルハ、其執行事務ノ成績ニ就テ充分ニ之ヲ証明スルヲ得ヘシ。

警察官吏ヲ警察署及ヒ分署ニ配置スルコトハ、之ヲ他ノ地方ニ比スレハ、其土地及ヒ人口ノ割合ニ適スルモノ多シト謂フヘシ。殊ニ其警察官吏ヲ小受持区内ニ在勤セシメテ、以テ警務ニ従事セシムルカ如キハ、其最も宜シキヲ得タルモノニシテ、現ニ今日ニ於テ其効績ノ著シキモノアルヲ見ル所ナリ。若シ之ニ向テ、尚ホ少シク至当ノ改正ヲ施スアラハ、終ニ完美ノ成果ヲ見ルニ至ランコトハ、予ノ固ク信シテ疑ハサル所ナリトス。實際此進路ニ向テ改正ヲ施シツ、アルハ、予ノ一般ニ目撃スル所ナリ。

官吏ヲ受持区ニ配置シテ、事務ヲ執ラシムルノ利益アルヲ知ル

以上ハ、一般ノ警察事務モ、亦タ成ルヘク其管轄区域ヲ狭縮シ、署長ヲシテ土地ノ実況ヲ詳悉セシムルノ得策タルコトハ、固ヨリ多弁ヲ俟タスシテ明ナリ。

若シ警察事務ヲ以テ、之ヲ戸長ニ委任スヘキコト、予ノ曾テ十九年九月十五日ノ復命書ニ於テ開陳シタル鄙見ノ如クナル能ハスンハ、其実行ノ日ヲ見ルニ至ル迄、責メテハ現在ノ警察管区ヲ成ルヘク狭縮セシメンコト、予ノ切ニ冀望スル所ナリ。

千葉県ノ警察管区ハ、之ヲ他県ニ比スレハ、已ニ業ニ狭小ナリト雖トモ、尚ホ更ニ之ヲ狭小ナラシメ、且ツ管区ノ均一ヲ計ルヲ要ス。之ヲ要スルニ、嘗テ昨年九月二十日ノ復命書ノ結尾ニ於テ開陳シタルカ如ク、多数ノ人口ヲ有スル所ノ市街、若クハ或ル特別ノ事情アル土地ヲ除クノ外ハ、渾テ一警察管区ノ人口ハ一万六千人以上ヲ超過スヘカラサルコト必要ナリ。

予ハ此ニ筆ヲ閣クニ際シテ、復タ言フ所アラント欲ス。曰ク地方警察官ハ其経歴及ヒ見聞スル所ニ拠テ、事ヲ執リ且ツ親シク自ラ事務ノ張弛ヲ察シ、以テ属僚ノ服務ヲ奨励スル所アラハ、必ラスヤ奏効ノ著シキモノアルヘキヲ信スルナリト。

後記 本稿校了後、内閣文庫蔵「千葉県史料・千葉県歴史制度部・職制

(2)の中に、明治十三年十一月六日の「町村在勤巡查規則」(全十一カ条)が収録されているを知った。本稿に引用した十六年当時の規則(全十八カ条)は、それを修正、増補したものである。